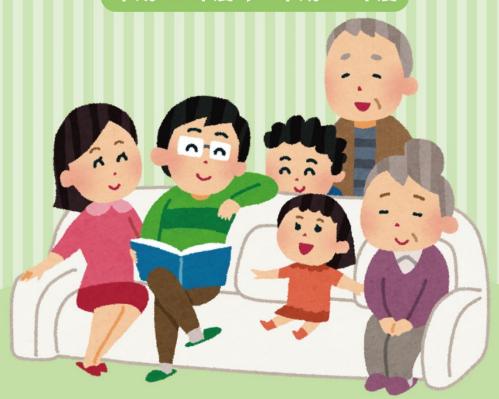


子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策地域行動計画

平成 27 年度 ▶ 平成 31 年度



平成27年3月 熊本県甲佐町

## はじめに

我が国の総人口は、平成17年をピークに減少傾向に転じており、今後も大幅な人口減少が予測されています。人口減少と並行して少子化の流れにも歯止めがかかっておらず、その背景として、結婚、出産、子育ての希望が思うようにかなわない社会環境の変化等が指摘されています。

また、近年における核家族の増加やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、子育ての負担感が増大する中で、児童虐待などの問題も大きくクローズアップされるようになってきました。こうした中、親の就労状況や家庭の事情に関わらず、すべての子どもが等しく質の高い幼児期の学校教育・保育を受けることができる環境整備が求められています。このような状況に対応するため、国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保・教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月からスタートさせます。

甲佐町においても、平成17年3月に「甲佐町次世代育成支援行動計画」(前期)、 平成22年3月に「甲佐町次世代育成支援行動計画」(後期)を策定し、特に、定 住促進・子育て支援を町政の重要な施策の1つに掲げて様々な取組みを進めるな かで、次世代育成支援の総合的な推進を図ってきました。

今回、国の「子ども・子育て支援新制度」の下で甲佐町における教育・保育・ 子育て支援の充実を図るため、「甲佐町こどもゆめプラン〜子ども・子育て支援事業計画〜次世代育成支援対策地域行動計画〜」を策定しました。

計画の実施に当たっては、行政と住民や企業も含めた地域が一体となって、一人ひとりの子どもが自然豊な町で健やかに成長できるよう取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、「アンケート調査」に貴重なご意見と ご協力をいただきました保護者の皆様をはじめ、「策定委員会」の委員の皆様に厚 くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

甲佐町長 奥名 克美

## 目次

第1	1章 計画策定の趣旨	
1	1 計画策定の趣旨	1
2	2 計画の性格、位置づけ	1
3	3 計画の期間	2
第2	2章 甲佐町の子育ての現状	
1	Ⅰ 人口の推移	3
2	2 人口の推計	4
3	3 世帯	6
4	1 結婚·出産等	7
5	5 就労状況	8
6	6 甲佐町の保育所等の状況	9
7	7 甲佐町の保育所・放課後児童クラブの待機児童数の推移	10
8	3 主な子育て支援サービス事業の状況	11
9	9 アンケート調査結果の概要	12
笙3	3章 計画の基本的な考え方	
	1 基本理念	25
2	2 大切にすべき視点	25
3	3 基本目標	26
基	基本目標1 地域 ~誰もが個性を認め合い、より住みやすい地域づくり~	26
	(1)地域における子育て支援	26
	(2)家庭と仕事の両立や多様な働き方の実現	26
基	基本目標2 親 ~親が安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境整備~	
	(1)母と子の健康づくり	26
	(2)援助の必要な家庭への支援	26
基	基本目標3 子ども ~子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進~	27
	(1)みんなで育てる地域の輪づくり	27
	(2)子どもを見守る地域の環境づくり	27
4	1 教育・保育の提供区域の設定	27
笙∠	<b>4章 施策の展開</b>	
	+ 単 100000000000000000000000000000000000	28
	(1)地域における子育て支援	28
	(2)家庭と仕事の両立や多様な働き方の実現	31
2	2 親 ~親が安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境整備~	32
	(1)母と子の健康づくり	32
	(2)援助の必要な家庭への支援	34

3	子ども ~子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進~	36
	(1)みんなで育てる地域の輪づくり	36
	(2)子どもを見守る地域の環境づくり	40
	5章 量の見込みと確保方策	
1	幼児期の学校教育・保育	43
2	: 地域子ども・子育て支援事業	45
	(1)利用者支援に関する事業【新規事業】	45
	(2)時間外保育事業(延長保育事業)	46
	(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	47
	(4)子育て短期支援事業【新規事業】	48
	(5)乳児家庭全戸訪問事業	48
	(6)養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児	遺童に対
	する支援に資する事業	49
	(7)地域子育て支援拠点事業	50
	(8)一時預かり事業	51
	(9)病児·病後児保育事業	52
	(10)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	52
	(11)妊婦健診	53
3	国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取り組みについて	54
4	· 障がい児支援体制の整備	56
第6	<b>う章 計画の推進</b>	
1	計画の推進体制	58
2	進捗状況の管理	58
	<b>"章 資料編</b>	
1	甲佐町子ども・子育て会議設置要綱	59
2	甲佐町子ども・子育て会議委員名簿	61
3	用語集	62

## 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

これまでの少子化対策では、「保育環境の整備」や「子育て家庭を社会全体で支援」、"子どもを生みやすい・育てやすい環境づくり"という、子どもを生み育てる側の視点に立った教育・保育サービスが提供されてきました。

しかしながら、少子化は急速に進行し、さらなる核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により祖父母や近隣の住民等から子育てに対する、支援や協力を得ることが依然として困難な状況となっています。

このような状況に対し、国は平成 24 年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させました。平成 27 年度から本格的にスタートする子ども・子育て支援新制度は、この「子ども・子育て関連3法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供」を主眼とし、幼児期の質の高い学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を、自治体(市町村)が実施主体となって総合的・計画的に推進することとしています。

これに伴い、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供」に向けて「甲佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。甲佐町では、「甲佐町次世代育成支援対策地域行動計画」(前期計画:平成 17~21 年度、後期計画:平成 22~26 年度)を策定し、次世代育成支援の総合的な推進を図ってきました。

その中でも、保育所及び放課後児童クラブの受け入れ拡充を推進してきましたが、人口構造や教育・保育施設等の資源の状況が地域によって大きくことなるため、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に向け、地域ごとの特性やニーズを十分に把握した子育て支援施策の検討が改めて重要となってきています。これらの状況を踏まえ本計画は、住民・地域・企業・行政が協働で、町全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すとの考えを基本に、子どもの"育ち"を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的とするものです。

## 2 計画の性格、位置づけ

## (1) 子ども子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 子ども子育て支援法(抄)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する 計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

## (2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」 は平成 27 年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる 推進という観点から、平成 37 年3月まで 10 年間延長することとなりま した。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が 存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本町では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。また、平成26年6月に閣議決定された「放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むこととします。

## (3) 甲佐町総合計画を上位計画とする子ども・子育てに係る総合計画

本計画は、本町のまちづくりの基本となる「第6次甲佐町総合計画」を 上位計画として、ほかの関連する計画と整合性を持たせた、町の子ども・ 子育てに係る総合計画として策定します。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度(2015 年度)から、平成 31 年度(2019 年度) までの5か年とします。

図表:計画の期間

平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
次世代育成支						
	策定	子ども・子育て (平成27~31年				<del></del>

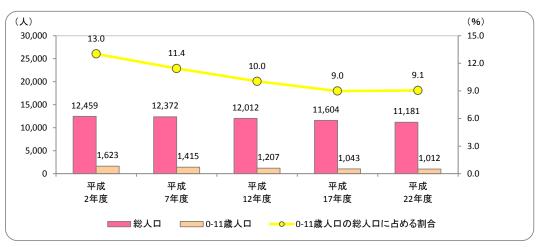
## 第2章 甲佐町の子育での現状

## 1 人口の推移

## (1)総人口に占める子どもの人口の推移

## ☞ 総人口に占める 0-11 歳の子どもの人口は減少しています。

平成2年度以降、総人口及び O-11 歳人口はともに減少傾向にあり、O-11 歳人口は平成 22 年度が 1,012 人となっています。また、総人口に占めるO-11 歳人口の割合も減少しており、平成 22 年度で 9.1%となっています。

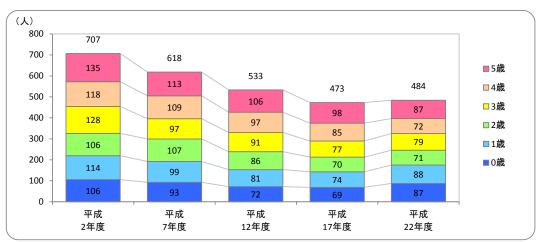


図表:総人口に占める0-11歳人口の推移と割合(国勢調査より)

## (2) 0-5歳の年齢階級別人口の推移

## ☞ 0-5歳の子どもの人口は減少しています。

平成2年度以降、O-5 歳人口では、各年齢階級において減少傾向がみられましたが、平成22年度はわずかに持ち直しています。

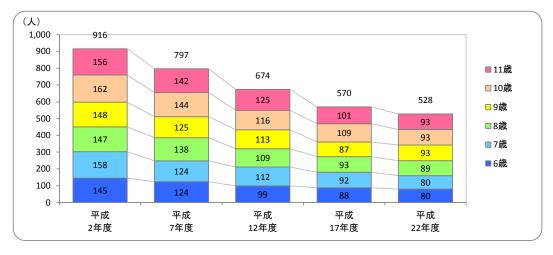


図表:0-5歳人口の推移(国勢調査より)

## (3) 6-11歳の年齢階級別人口の推移

## ☞ 6-11歳の子どもの人口は減少しています。

平成2年度以降、6-11 歳人口では各年齢階級において減少傾向がみられます。

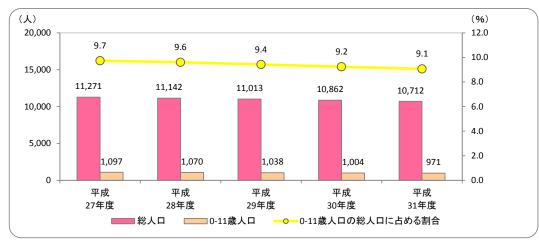


図表:6-11歳人口の推移(国勢調査より)

## 2 人口の推計

- (1)総人口に占める子どもの人口(推計)
  - ☞ 総人口に占める 0-11 歳の子どもの人口は減少していくことが見込まれます。

平成 27年度以降、総人口に占めるO-11 歳人口割合は減少を続けることが見込まれます。



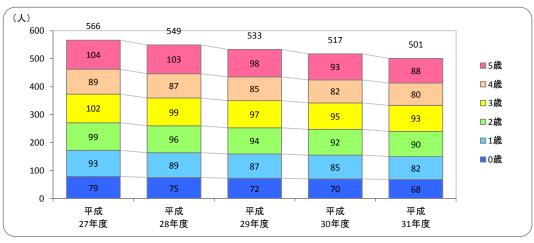
図表:総人口に占める0-11歳人口の推計

※国勢調査(平成7年~平成22年の実績人口)を基にコーホート変化率法を用いて算出

## (2) 0-5歳の年齢階級別人口の推移(推計)

## ☞ 0-5歳の子どもの人口は各年齢階級で減少が見込まれます。

0-5 歳人口の推計をみると、平成 27 年度で 600 人を下回り、計画最終年度にあたる平成 31 年度では平成 27 年度から 65 人減少して 501 人になることが見込まれます。



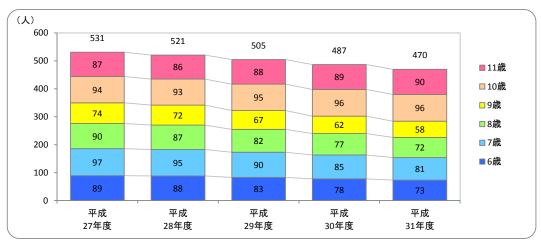
図表:0-5歳人口の推計

※国勢調査(平成7年~平成22年の実績人口)を基にコーホート変化率法を用いて算出

## (3) 6-11歳の年齢階級別人口の推移(推計)

## ☞ 6-11 歳の子どもの人口は各年齢階級で減少が見込まれます。

6-11 歳人口の推計をみると、平成 27 年度で 531 人となり、計画最終年度にあたる平成 31 年度では平成 27 年度から 61 人減少して 470 人になることが見込まれます。



図表:6-11歳人口の推計

※国勢調査(平成7年~平成22年の実績人口)を基にコーホート変化率法を用いて算出

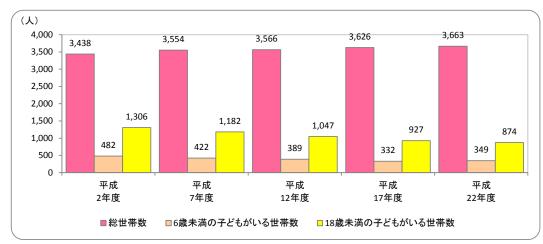
## 3 世帯

## (1) 子どものいる世帯の推移

## ☞ 子どものいる世帯は減少しています。

子どものいる世帯の推移をみると、総世帯数は増加傾向にありますが、 6歳未満の子どものいる世帯及び 18 歳未満の子どものいる世帯はともに 減少傾向にあります。

図表:総世帯数・子どものいる世帯の推移(国勢調査より)





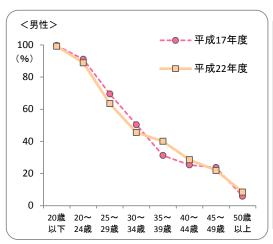
## 4 結婚・出産等

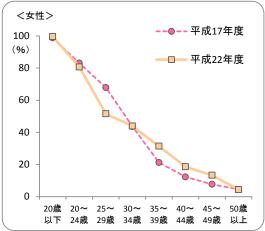
## (1) 未婚率の推移

## ☞ 男女ともに35歳以上の未婚率が上昇しています。

男女の未婚率の推移について国勢調査の平成 17 年度と平成 22 年度を比較すると、男女ともに 35 歳以上の未婚率が上昇しています。

図表:未婚率の推移(国勢調査より)





## (2) 出生数の推移

## ☞ 出生数は90人程で推移しています。

出生数は、平成22年度以降90人前後で推移しています。

図表:出生数の推移(住民基本台帳より)

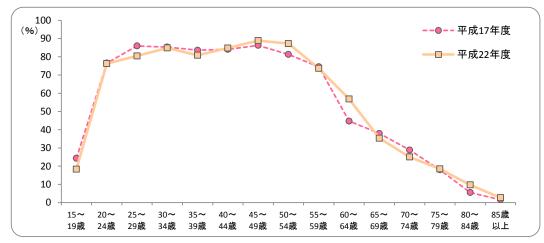


※住民基本台帳(各年3月31日現在)

## 5 就労状況

- (1) 女性の労働力率の推移(平成17年・平成22年国勢調査の比較)

平成 22 年度の女性の労働力率は、「30~34 歳」(84.8%) と「45~49 歳」(88.9%) を左右のピークとして「35~39 歳」を底とするM字型カーブを描いています。 平成 17 年度と比較すると、 平成 22 年度におけるM字型の底の値は 2.8 ポイント下降して 80.8%となっています。



図表:女性の労働力率の推移(平成17年・平成22年国勢調査の比較)

※女性の労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

## (2) 女性の労働力率の比較(国・県との比較)

☞ 女性の労働力率の状況は国や県と概ね同様の傾向となっています。

女性の労働力率を国や県と比較すると、概ね国や県と同じ傾向となっています。



図表:女性の労働力率の比較(国・県との比較、平成22年国勢調査)

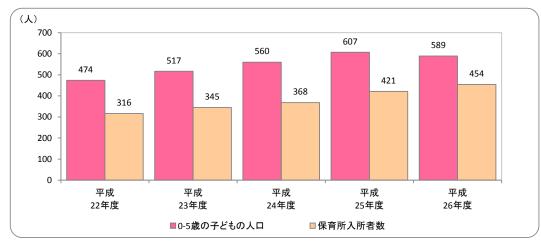
※女性の労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

## 6 甲佐町の保育所等の状況

## (1) 0-5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

## ☞ 保育所の利用は増加傾向です。

O-5 歳の子どもの人口に対し、保育所の利用者数は増加傾向となっています。



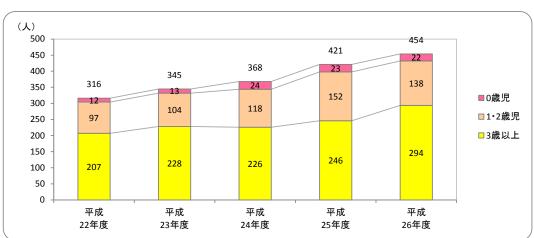
図表:0-5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

※福祉課(各年4月1日現在)

## (2) 年齢ごとの保育所入所者数の推移

## □ 保育所の利用者数は、年齢にかかわらず増えています。

年齢ごとの保育所入所者数の推移については、すべての年齢において増加傾向が見られ、平成22年度から平成26年度にかけて0歳児が10人、1・2歳児が41人、3歳以上が87人増加しています。



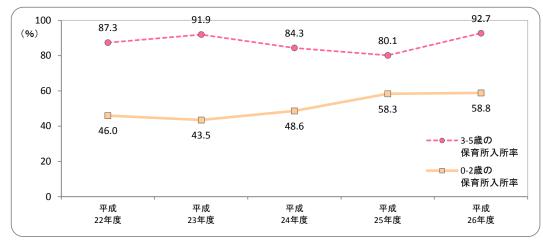
図表:年齢ごとの保育所入所者数の推移

※福祉課(各年4月1日現在)

## (3) 0-2歳、3-5歳の各人口における保育所入所率の推移

## ☞ 保育所の利用率は、3-5歳の利用率が上昇に転じています。

保育所への入所率について、3-5歳の子どもは平成 25 年度まで低下 していましたが、平成 26 年度は上昇に転じています。0-2歳の子ども は平成 25 年度まで上昇していましたが、平成 26 年度は横ばいとなって います。



図表:0-2歳、3-5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移

※福祉課(各年4月1日現在)

## 7 甲佐町の保育所・放課後児童クラブの待機児童数の推移

(1) 年齢別保育所の待機児童数の推移 本町の保育所の待機児童数は、平成26年3月31日時点ではいません。

## (2) 放課後児童クラブ待機児童者数の推移

本町の放課後児童クラブの待機児童数は、平成 26 年3月 31 日時点ではいません。

※現状では、要件さえ満たしていれば、町内の保育所や放課後児童クラブに入所できます。ただし、他に入所可能な保育所や放課後児童クラブがあるにも関わらず、特定の保育所や放課後児童クラブを希望して待機している場合は待機児童に該当しないものとします。

## 8 主な子育て支援サービス事業の状況

(1) 次世代育成支援行動計画(後期計画)における目標事業量の進捗状況

No.	事 業 名	平成 21 年度 (実績)	平成 26 年度 (目標)	平成 25 年度 (実績)	評価
1	通常保育事業	355 人	355 人	467 人	0
2	特定保育事業	_	_	_	_
3	延長保育事業	5か所 (10人)	5か所 (20人)	5か所 (164人)	0
4	夜間保育事業	_		_	-
5	休日保育事業	_	_	_	
6	病児・病後児保育事業	_	_	広域実施 (13 人)	0
7	放課後児童健全育成事業	1 か所 (30 人)	2か所 (50人)	2か所 (52人)	0
8	地域子育て支援拠点事業(センター型)	1 か所	1 か所	1 か所	0
9	一時預かり事業	_		3 か所 (104 人)	0
10	子育で短期支援事業(トワイライトステイ事業)		_	_	_
11	子育で短期支援事業(ショートステイ事業)		_	_	_
12	ファミリー・サポート・センター事業	_	_	1 か所	0

※ 評価:○(達成) △(一部達成) × (未達成) — (未実施)

## 9 アンケート調査結果の概要

## (1)調査の目的

子ども・子育て支援法(平成 24 年8月 22 日法律第 65 号)に基づき、平成 26 年度 に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的ニーズ(サービスの利用意向・子育てに関する意識等)や、子どもおよびその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的としました。

## (2) 実施概要

■ 配布・回収方法 ・・・・・ 郵送及び保育所・幼稚園、放課後児童クラブを通じた配布回収

■ 抽 出 方 法 ・・・・・ 〇歳~小学校6年生のお子さんをお持ちの世帯

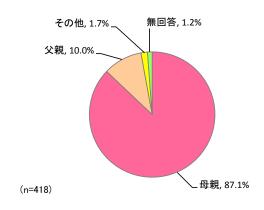
■ 配 布 数 … 649件

■ 回 収 数 ····· 418件(うち有効回答数 418件) ■ 回 収 率 ···· 64.4%(うち有効回答率 100.0%)

## (3) 結果概要

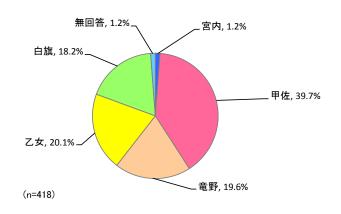
#### I. 保護者の状況

## ①アンケート回答者について(単数回答)



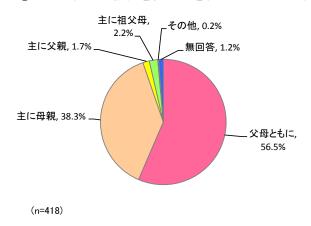
「母親」の割合が 87.1%、「父親」が 10.0%、「その他」が 1.7% となっています。

#### ②アンケート回答者の居住地域(単数回答)



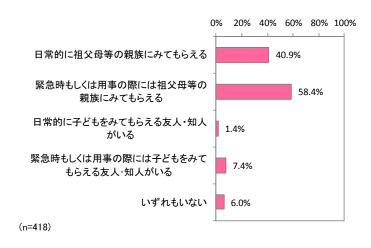
「甲佐」の割合が39.7%で最も高く、次いで「乙女」が20.1%、「竜野」が19.6%となっています。

## ③主に子育て(教育を含む)を行っている人(単数回答)



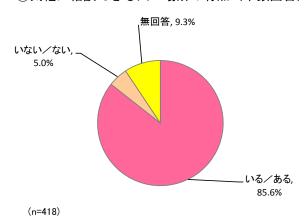
「父母ともに」の割合が56.5% で最も高く、次いで「主に母親」が38.3%、「主に祖父母」が2.2%となっています。

## ④子どもをみてもらえる親族・知人の状況(複数回答)



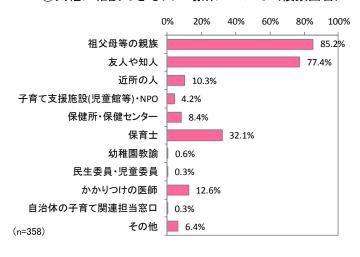
「緊急時もしくは用事の際には 祖父母等の親族にみてもらえる」 の割合が 58.4%で最も高く、次 いで「日常的に祖父母等の親族に みてもらえる」が 40.9%、「緊急 時もしくは用事の際には子ども をみてもらえる友人・知人がい る」が 7.4%となっています。

#### ⑤気軽に相談できる人・場所の有無(単数回答)



「いる/ある」の割合が85.6%、「いない/ない」が5.0%となっています。

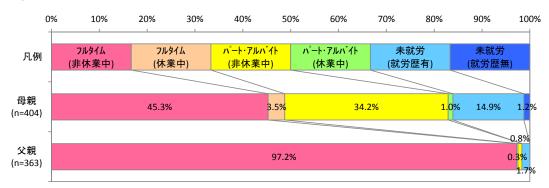
#### ⑥気軽に相談できる人・場所について(複数回答)



<u>※⑤で「1.いる/ある」とした</u> 回答者のみ

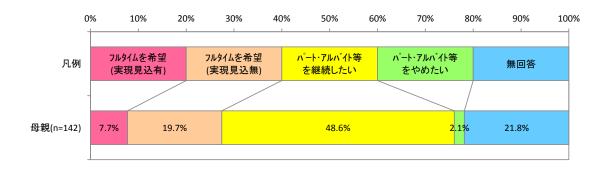
「祖父母等の親族」の割合が 85.2%で最も高く、次いで「友 人や知人」が77.4%、「保育士」 が32.1%となっています。

#### ⑦保護者の就労状況について (単数回答)



【母親】は、「フルタイム就労(非休業中)」の割合が 45.3%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等就労(非休業中)」が 34.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 14.9%となっています。【父親】は、「フルタイム就労(非休業中)」の割合が 97.2%で最も高くなっています。

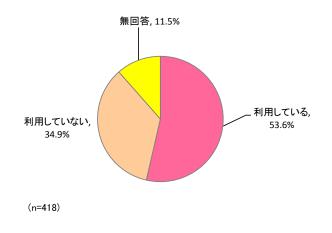
#### ⑧母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望の状況(単数回答)



【母親】のフルタイムへの転換希望は、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望」の割合が48.6%で最も高く、次いで「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が19.7%となっています。

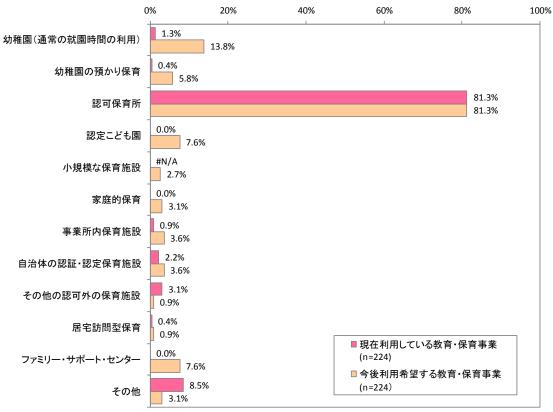
## Ⅱ. 平日の定期的な教育・保育事業について

#### ①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(単数回答)



「利用している」の割合が53.6%、「利用していない」が34.9%となっています。

# ②現在利用している平日の定期的な教育・保育事業(複数回答)と今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業(複数回答)

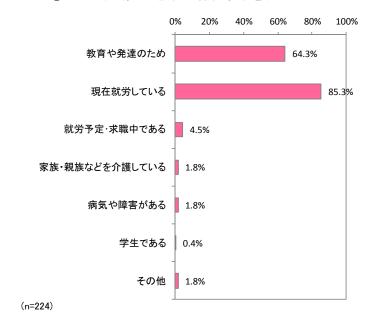


※【現在】の「小規模な保育施設」については、国標準の調査票で項目が無いため、「#N/A」としています。

現在利用している平日の定期的な教育・保育事業、今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業ともに、「認可保育所」が最も多くなっています。

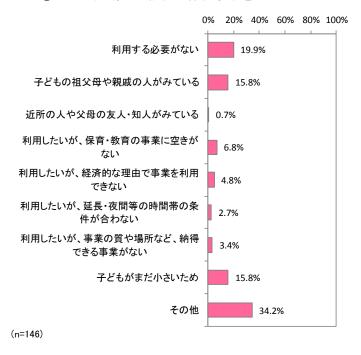
「幼稚園(通常の就園時間の利用)」や「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」や「ファミリーサポートセンター」では今後の利用を希望する回答が現在の利用を上回る結果となりました。

#### ③平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由(複数回答)



「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」の割合が85.3%で最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が64.3%となっています。

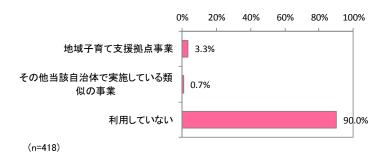
#### ④平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由(複数回答)



「その他」の割合が 34.2%で最も高く、次いで「利用する必要がない」が 19.9%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」と「子どもがまだ小さいため」がともに15.8%となっています。また、「子どもがまだ小さいため」における利用を希望する年齢は、「2歳」と「3歳」が 22%、「1歳」が 17%となっています。

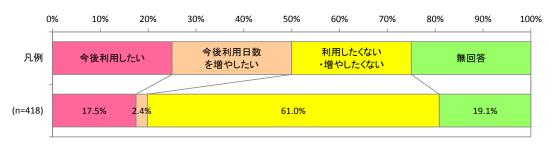
## Ⅲ. 子育て支援事業について

#### ①地域子育て支援拠点事業の利用状況



「利用していない」の割合が 90.0%で最も高く、次いで「地 域子育て支援拠点事業」が3.3%、 「その他当該自治体で実施して いる類似の事業」が0.7%となっ ています。

#### ②地域子育て支援拠点事業に関する今後の利用希望について(単数回答)

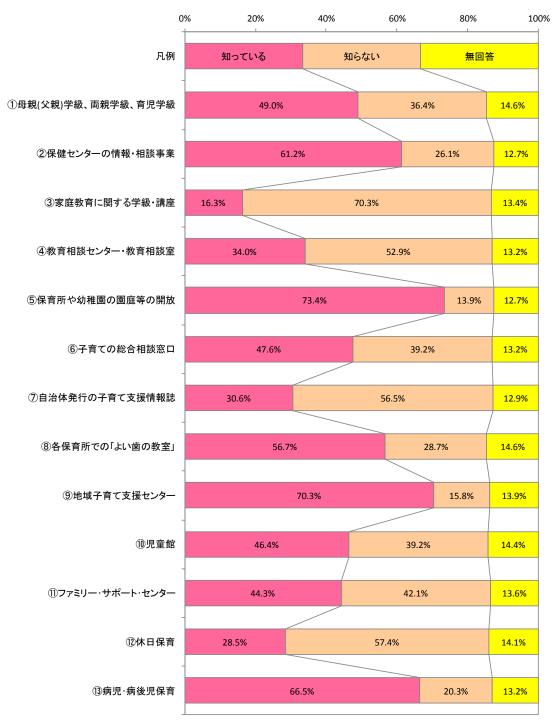


「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 61.0%で最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 17.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 2.4%となっています。



## Ⅳ. 甲佐町の子育て支援事業等について

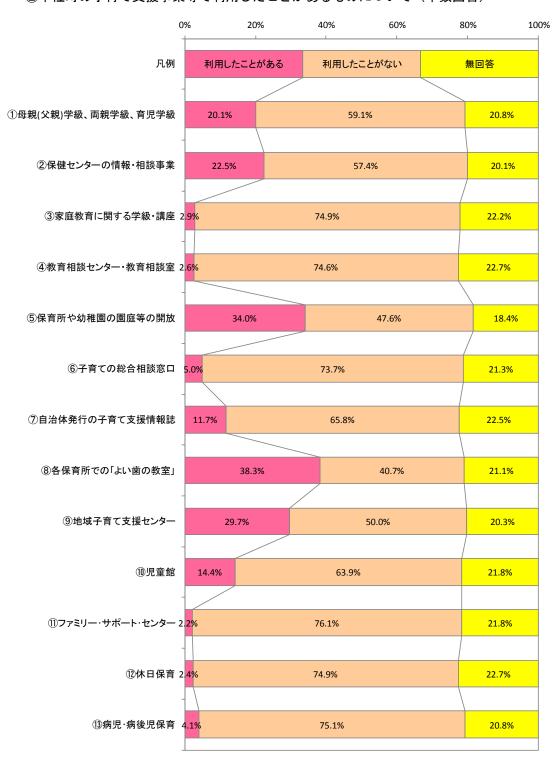
#### ①甲佐町の子育て支援事業等で知っているものについて(単数回答)



(n=418)

認知状況は、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」の割合が73.4%で最も高く、次いで「⑨地域子育て支援センター」が70.3%、「⑬病児・病後児保育」が66.5%となっています。

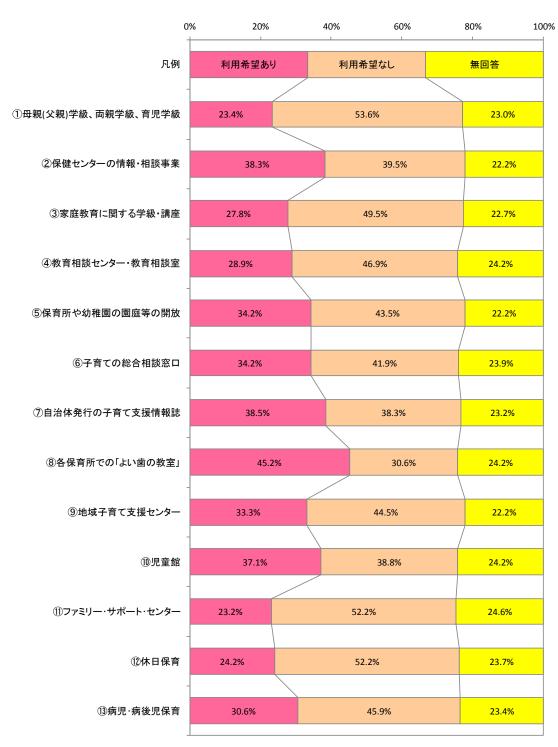
## ②甲佐町の子育て支援事業等で利用したことがあるものについて (単数回答)



(n=418)

利用歴は、「⑧各保育所での「よい歯の教室」」の割合が38.3%で最も高く、次いで「⑥保育所や幼稚園の園庭等の開放」が34.0%、「⑨地域子育て支援センター」が29.7%となっています。

## ③甲佐町の子育て支援事業等の今後の利用意向について(単数回答)

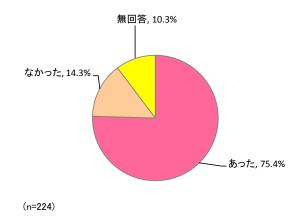


(n=418)

今後の利用希望は、「⑧各保育所での「よい歯の教室」」の割合が 45.2%で最も高く、次いで「⑦自治体発行の子育て支援情報誌」が 38.5%、「②保健センターの情報・相談事業」が 38.3%となっています。

#### V. 病気の際の対応について

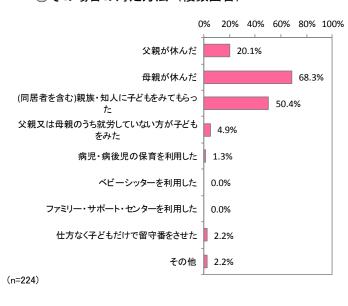
#### ①1年間で子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるか(単数回答)



#### <u>※平日の教育・保育を利用してい</u> る回答者のみ

「あった」の割合が 75.4%、「なかった」 が 14.3%となっています。

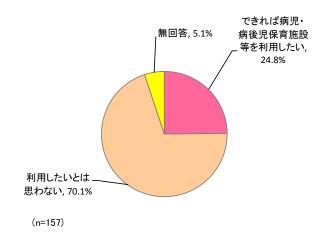
## ②その場合の対処方法(複数回答)



## <u>※①で「あった」とした回答者の</u> み

「母親が休んだ」の割合が68.3%で最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が50.4%、「父親が休んだ」が20.1%となっています。

#### ②できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったか(単数回答)

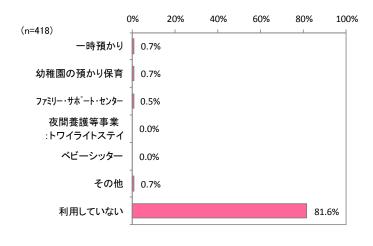


## <u>※②で「父親が休んだ」または「母</u> 親が休んだ」とした回答者のみ

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が24.8%、「利用したいとは思わない」が70.1%となっています。

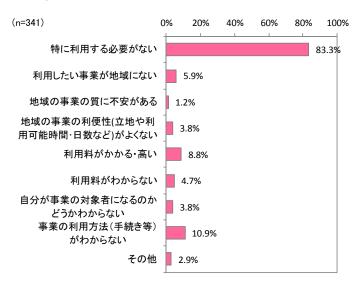
## Ⅵ. 一時預かりの利用状況について

#### ①不定期に利用している教育・保育事業について(複数回答)



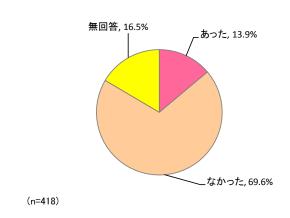
「利用していない」の割合が81.6%で最も高く、次いで「一時預かり」、「幼稚園の預かり保育」及び「その他」が0.7%となっています。

#### ②不定期に教育・保育事業を利用しない理由(複数回答)



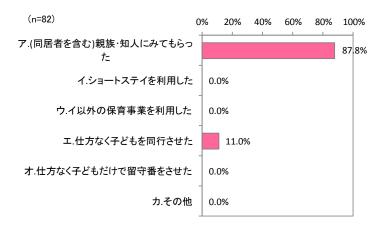
「特に利用する必要がない」の割合が83.3%で最も高く、次いで「事業の利用方法(手続き等)がわからない」が10.9%、「利用料がかかる・高い」が8.8%となっています。

#### ③冠婚葬祭などにより子どもを泊まりがけで家族にみてもらった状況の有無(単数回答)



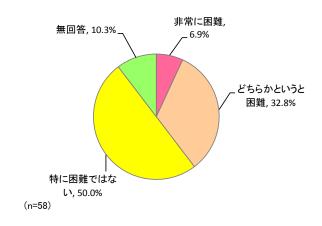
「あった」の割合が 13.9%、「なかった」 が 69.6%となっています。

## ④冠婚葬祭等の泊まりがけの保護者の用事の際の対処方法(複数回答)



「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が87.8%で最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」が11.0%となっています。

#### ⑤親族・知人にみてもらった際の困難度(単数回答)

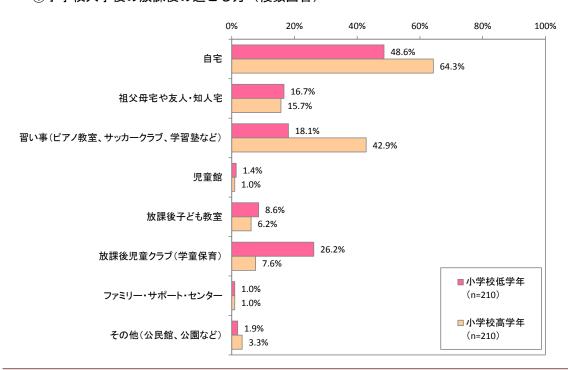


<u>※③で「1. あった」かつ④で「ア. (同居者を含む)親族・知人に</u> みてもらった」とした回答者のみ

「特に困難ではない」の割合が50.0%で最も高く、次いで「どちらかというと困難」が32.8%、「非常に困難」が6.9%となっています。

## Ⅲ. 放課後児童クラブの利用について

## ①小学校入学後の放課後の過ごし方(複数回答)



小学校低学年  $(1 \sim 3$ 年生) では「自宅」が 48.6%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ (学童保育)」が 26.2%となっています。

小学校高学年(4~6年生)では「自宅」が64.3%で最も高く、次いで「習い事」が42.9%となっています。「放課後児童クラブ(学童保育)」は7.6%で小学校低学年の過ごし方と比べると利用意向が少なくなっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方については、甲佐町の最上位計画である、第6次甲佐町総合計画を踏まえ策定します。

## 1 基本理念

# ~元気はつらつ甲佐っ子~

甲佐町においても少子化や核家族化等が進行する中、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりのため「甲佐町 こどもゆめプラン(次世代育成支援前期・後期行動計画)」に基づき、子育て支援に取り組んできました。

今後はさらなる関係機関との連携・協働のもと、甲佐町の未来を担う子ども たちが個性豊かに生きる力を身につけ、元気に育つことができるよう、地域全 体で児童の健全育成や子育て支援を進めていくことが必要となります。そのた め、本計画においては引き続き、「元気はつらつ甲佐っ子」を基本理念として計 画の推進を図ります。

## 2 大切にすべき視点

甲佐町では、基本理念のもと、子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の3つの視点に立って取り組むこととします。

#### (1)地域の視点

地域で子育てをするという共通認識を町民のそれぞれが持ち、犯罪や児童虐待などから子どもたちを守りながら健全な成長を見守ります。

## (2)親の視点

保護者が子育てについての第一義的な責任を持つということを前提として、子育てへの支援を行います。また、子育ては大変ではありますが、喜びを伴うことを実感できるような子育て環境を整えます。

## (3) 子どもの視点

地域活動等に子どもたちが積極的に関わることで、地域のつながりの重要性を子どもたち自身が感じ、甲佐町で暮らす自立した人間に成長することを目指します。

## 3 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げ、総合的な施 策の展開を図ります。

## 基本目標 1 地域 ~誰もが個性を認め合い、より住みやすい地域づくり~

#### (1)地域における子育て支援

核家族化による家庭の養育機能低下や多様なライフスタイルの変化によって、近隣住民との協力関係が希薄になっている傾向にあります。こうした中で若い世代が子育ての悩みを一人で抱え込まないよう安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができるようにするため、社会全体で子育て家庭を支援し、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要です。

## (2) 家庭と仕事の両立や多様な働き方の実現

現代では、女性の社会進出の増加や男女ともに価値観の多様化が進んでいますが、依然として男性は仕事、女性は家庭という役割分担意識が残っています。女性の家庭と仕事の両立を支援するだけでなく、男性の家事や育児等への積極的な参加を促す必要があります。

また、雇用者と事業主の間においては、雇用者が弱い立場にあり、思うように育児休業等を利用しにくいのが現状です。そのため、企業に対しても育児と仕事の両立に関して理解を促していく必要があります。

## 基本目標2 親 〜親が安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境整備〜

#### (1) 母と子の健康づくり

妊娠期・乳幼児期は、親にとっても特に不安が大きい時期です。妊婦健康診査により、ハイリスク妊婦の早期発見及び支援を行います。また、乳幼児健診や乳児教室の工夫により、保護者の育児不安が軽減できるよう努めます。

## (2)援助の必要な家庭への支援

児童虐待による要保護児童に対しては、関係機関と連携を図りながら早期に対応できるような体制づくりに努めます。

ひとり親家庭に対しては、各種支援事業や福祉資金貸付制度等の情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

障がい児に対しては、障がいを早期に把握し、保護者がその子の成長を 見守ることができるように専門医師などによる療育相談や保健師による家 庭訪問、療育指導教室への参加などのコーディネートを行います。

## 基本目標3 子ども ~子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進~

## (1) みんなで育てる地域の輪づくり

これまで本町では、地域と一体となった様々な事業を展開してきました。 今後も、子どもたちが健やかで創造性豊かに育つための教育を、学校・家 庭・地域社会が一体となって進めていきます。

## (2) 子どもを見守る地域の環境づくり

住環境や道路交通環境の整備により、安心して暮らすことができ、かつ 子育てに適したまちづくりを行います。また、地域で子どもたちを見守る ことで、犯罪や交通事故が可能な限り起きにくくなるよう努めます。

## 4 教育・保育の提供区域の設定

本町では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ(勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢)に柔軟に対応できること、本町は様々な地域性を持っているため、特徴のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、町全域(1区域)で教育・保育の量の見込みを定めていきます。



図表:教育・保育の提供区域の設定

## 第4章 施策の展開

## 1 地域 ~誰もが個性を認め合い、より住みやすい地域づくり~

## (1)地域における子育て支援

近年、就労形態の多様化や共働き世帯の増加に伴う保育サービスへのニーズの高まりや、少子化及び核家族化の進行等による子育てへの不安や負担の増加などが見られます。

今後、すべての家庭で安心して子どもを育てることができるよう、保護者の実情を踏まえながら、適切なサービスの実施に努めるとともに、各機関・広報媒体における情報提供と相談支援体制の充実を図ります。

また、保育料の軽減や各種手当等により子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			保護者の就労等により、家庭保育ができない場合
1	   通常保育事業	福祉課	に、子どもを保育園で預かります。
'	他市体月 <del>学术</del> 		現在、私立保育園が5園あり、今後も待機児童がで
			ないよう努めながら継続して取り組みます。
			保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保
2	   延長保育事業	福祉課	育時間を延長して子どもを預かります。
	姓氏怀月尹未 		現在、すべての保育園において実施しており、利用
			者も多いため、今後も継続して実施します。
		福祉課	保護者の病気やその他の理由により、家庭で保育が
			困難な場合に、未就園児を一時的に保育園等で預かり
3	   一時保育事業		ます。
	四体月尹未		現在4園で実施しており利用も多い状況です。
			今後も、より気軽に利用できるように、さらなる周
			知に努めます。
		福祉課	障がいのある児童について、すべての保育園におい
			て受け入れ体制を整えており、今後もニーズに応じて
4	障がい児保育事業		随時対応します。
			また、軽度の障がいのある児童に対しても保育を行
			い、児童の処遇向上を図ります。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			広域 (甲佐町、御船町、嘉島町)において病気の回
			復期にある児童を預かる病後児保育を実施します。あ
			わせて、病後児の預かりなどの援助を受けたい方と、
	病児病後児保育事 病児病後児保育事		援助を行いたい子育て経験者や看護師・保育士などの
5	業	福祉課	有資格者が会員となり、病気・病後(回復期)などにお
	*		ける育児について助け合う緊急サポートも実施され
			ています。
			関係機関と連携のもと、きめ細かな支援を行いま
			す。
			小学校に就学している児童で、その保護者が労働等
	) 放課後児童健全育		により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切
6	成事業(放課後児童	福祉課	な施設において遊びや生活の場を提供し、健全な育成
	クラブ)	他证标	を図ります。また、平成 27 年度において、放課後児
			童健全育成クラブ(くるみクラブ)の建替えを予定し
			ています。
		福祉課	保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に伴
7	多様な保育需要へ		う保育需要への対応を、休日保育やショートステイ・
'	の対応		トワイライトステイなどの新たな保育サービスの必
			要性を含めて実施予定です。
		福祉課	「育児の援助が必要な人(依頼会員)」と「子ども
8	ファミリーサポー トセンター事業		を預かることのできる人(協力会員)」の会員を増員
		100 120011	しながら、依頼に応じて保育園への送迎や一時的な預
			かり等の子育て支援を行います。
			地域子育て支援センターにおいて、週3回の「ふれ
			あいクラブ」による親子の交流の場の提供や電話によ
	地域子育て支援拠		る育児相談、保護者への情報提供などを実施していま
9	点事業(地域子育	福祉課	ਰ <sub>。</sub>
	て支援センター)		今後も、多くの方が気軽に参加、相談できるよう、
			さらなる周知を行うとともに、実施方法の改善を検討
			します。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			民生委員・児童委員、主任児童委員による乳幼児相
			談や乳幼児家庭訪問を実施し、手作りの誕生祝い品や
			「子育てマップ」を届けています。
			また、子育て支援施策の情報については、役場窓口
	子育てにおける相		や町ホームページ、各保育園、地域子育て支援センタ
10	談体制•情報提供	福祉課	ー等で提供しています。
	体制		今後も、子育て経験者、高齢者等の子育てに関する
			知識及び経験を持つ住民や、民生委員・児童委員、学
			校、保育園等の関係機関によるネットワークの構築を
			図り、それぞれの親子の状況に応じた適切な支援へつ
			ながる体制づくりに努めます。
			保育料については応能負担方式により保護者の所
			得状況その他事情をふまえ、従来の所得税額でなはな
			く、新しく市町村民税額を基に階層区分が平成27年
11	保育料の軽減	福祉課	度から設定されます。本町では国の定める保育料より
			も軽減措置をとっています。
			今後も、継続して実施し、保護者の経済的負担の軽
			減を図ります。
			今後も、3人目以降の出生に対し、1人あたり 10
12	出生児祝金	福祉課	万円を支給し、制度についての周知に努めながら継続
			して実施します。
			児童手当や児童扶養手当、子ども医療費助成事業、
13	子育てに関する経	福祉課	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費や、ゴミぶく
	済的負担の軽減	学校教育課	ろの支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽
			減に努めます。
14	保育•教育環境等	福祉課	公園や教育施設等の施設整備に取り組み、子どもの
14	施設整備の充実	学校教育課	すこやかな成長を支援します。

# (2) 家庭と仕事の両立や多様な働き方の実現

女性の就労が増加する中、育児を母親だけの負担とするのではなく、男女が協力して子育てに取り組むことが重要になっています。

今後、仕事と子育ての両立に向けて、育児休業制度等の周知・啓発や情報提供の充実により、保護者が働きやすい職場環境の整備を推進します。 あわせて、地域住民に対する男女共同参画社会の実現に取り組みます。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
1	仕事と子育ての両	行が開	就労形態の多様化に伴う保育サービスの充実等に
	1	より、働きながら子育てができる環境を整えます。	
		総務課	男女共同参画社会推進懇話会組織を中心に、町での
	男女共同参画の推		啓発活動や郡単位での取組みを実施します。
2	進		また、育児・介護休業制度の周知・啓発により、職
			場における仕事と子育ての両立を推進します。



# 2 親 ~親が安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境整備~

# (1) 母と子の健康づくり

妊娠・出産は親にとって大きな喜びであると同時に、心身の急激な変化や産後の子育てに不安や悩みが生じやすいため、安心して子どもを生み育てる環境づくりが必要です。また近年、子どもや親の心身の健康を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、妊娠・出産、子育てに対する不安を軽減できるよう、正しい 保健知識に関する情報提供とともに、発達段階に応じた健康診査等の母子 保健事業や各種教室等による健康づくりへの支援の充実に努めます。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			妊婦が心も身体も元気で、安心して出産へ向かうこ
			とができるよう、妊娠届出時に健康手帳を交付しま
1	   母子健康手帳交付	総合保健福	す。また、交付時に保健師が対応しており、健康相談
'	母」庭泳子帧文刊	祉センター	ができる体制をとっていきます。
			今後も継続して実施し、安心して相談できる体制づ
			くりに努めます。
			ハイリスク妊婦の早期発見•早期対応をするととも
			に、子育て家庭への経済的負担を緩和するため、母子
		   総合保健福	健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診券を発行し、受
2	妊婦健康診査	心では、	診の促進に取り組んでいます。
			今後も、必要に応じて医療機関との連絡・調整がで
			きる体制づくりに努めるとともに、受診結果により、
			要指導の妊婦については必要な支援を行います。
			妊婦が心も身体も元気で、安心して出産を迎えるこ
			とができるよう、来所や家庭訪問等により健康相談を
3	   妊婦健康相談	総合保健福	行い、支援の必要な妊婦には、医療機関との連携を図
	红卵连球怕或	祉センター	りながら、訪問等を行います。
			今後も、病院との連携、情報交換を図りながら継続
			して実施します。
			すべての乳児を対象に家庭訪問を行い、乳児の異常
			の早期発見と母親の健康保持、保護者の育児不安の軽
4	   乳児家庭訪問	総合保健福	減を図ります。
+	乳冗多庭切问	祉センター	また、里帰り出産等の市町村の連絡提携や転入者等
			の把握にも努めながら、よりきめ細かな支援体制づく
			りに努めます。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			子どもの発育の確認や育児相談ができ、保護者の育
			児を含めた悩みの相談の場となるよう、総合保健福祉
5	   乳幼児相談	総合保健福	センターへの来所や電話相談などにより乳幼児相談
	子190万元7日。以 	祉センター	を行っています。必要時は、家庭訪問も行っています。
			今後も継続して実施し、気軽に相談ができる場を提
			供します。
			乳幼児の発達に関する異常の早期発見・早期治療・
			早期療育を図るとともに、児童虐待の発生予防や早期
		   総合保健福	発見、またケースに応じた子育て支援に努めます。
6	乳幼児健康診査	社センター	今後も、転入者を含めた未受診者のフォローに努
		血ビング	め、異常の早期発見・対応ばかりでなく、育児に対す
			る悩みの早期発見、ケースに応じた支援につながる体
			制づくりをめざします。
		総合保健福	保護者の育児不安の軽減・子育て支援のため、また、
			子どもの頃からの健康づくりのため、2ヶ月に1回保
7	10ヶ月児教室	社センター	健師や栄養士、歯科衛生士による指導・相談を行いま
		祖ピンター	す。
			今後も継続して実施し、参加率の向上に努めます。
			感染症の予防と重症化を防ぎ、健康を維持するた
8	   乳幼児予防接種	総合保健福	め、個別や集団による予防接種を行います。
	2 1937 G 3. M31X1E	祉センター	今後も、予防接種が円滑に行われる仕組みづくりに
			ついて検討しながら、接種率の向上に努めます。
			むし歯予防のため、1歳から4歳まで無料でフッ素
			塗布を行います。また、年2回、保育園に出向き保健
		   総合保健福	師や歯科衛生士による健康教室を行い、子どもの頃か
9	歯の健康づくり	社センター	らの歯の健康づくりに努めます。 フッ化物洗口の小
			学校全学年の実施や今後は、各世代の保護者への指
			導、啓発もあわせて実施し、より効果的な歯の健康づ
			くりに努めます。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
	食育の推進	総合保健福祉センター	乳幼児の保護者には、健診や各健康教室の中で食に
			関する健康教育相談を実施しています。小学生と保護
			者には、食生活改善推進員の協力により、親と子のク
			ッキング教室や郷土料理の実習等を実施しています。
10			また、中学生には、食生活改善推進員が講師となり、
			郷土料理の実習や食に関する講話等を実施していま
			す。
			今後も、子どもの成長や年齢に応じた体系的な食育
			プログラムを継続して実施します。

# (2)援助の必要な家庭への支援

近年の社会環境の変化に伴い、児童虐待やひとり親家庭の増加など家庭環境の変化が見られます。また、障がいのある子どもを持つ保護者には、 子育てについて問題や不安を抱える人が多くみられます。

このため、関係機関との連携のもと要保護児童対策に取り組むとともに、 相談支援体制や経済的支援の強化、障がいのある子どもが身近な地域で安 心して生活できるよう日常生活の支援を行います。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			「甲佐町要保護児童対策・DV 防止対策・高齢者虐
			待防止対策地域協議会」を設置し、福祉・教育・保健・
			医療・警察・民生委員・児童委員等の関係機関で協力
		福祉課	体制をつくり、要保護児童等への支援を行います。協
1	要保護児童対策	総合保健福	議会の中では、学習会や情報交換、ケース会議を行い、
		祉センター	児童虐待やいじめ・不登校などの早期発見・早期対応
			に努め、対応が難しいケースは、必要に応じて児童相
			談所や福祉事務所等との連携のもと適切な処置を継
			続して行います。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			ひとり親家庭への支援として、制度の適用(児童扶
			養手当・母子家庭医療費助成) や相談業務等を実施し
			ています。各種支援については、県作成の小冊子の配
2	ひとり親家庭への	福祉課	布や広報への掲載により情報提供に努めています。
~	支援	伸扯袜	また、社会福祉協議会では、「ひとり親世帯及び祖
			父母と孫世帯の日帰り旅行」を実施しています。
			今後も、相談及び支援事業の周知に努めながら、継
			続して取り組みます。
			1歳6ヶ月児・3歳児の健診後のフォローや療育セ
		福祉課	ンターとの連携、「あゆっこクラブ」での障がい児の
3	障がい児への支援	総合保健福	放課後や夏休み期間中の受け入れを行うなど、今後も
		祉センター	継続して障がい児の健やかな成長のための支援や、そ
			の保護者等の一時的な負担軽減を図ります。
	上益城地域療育事 業「わいわいなか ま」	福祉課	「わいわいなかま」では、課題のある子どもへの外
			来療育を行ったり、保護者の相談を受け付けるなどし
4		総合保健福	て、子どもの健全育成や居場所の確保、保護者自身が
4		がロス庭曲	抱える問題への支援などを行います。また、定期的に
		血ピング	郡内で運営検討部会等を開催し、課題を共有・解決に
			向けて取り組みます。
			特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給により保
5			護者の経済的負担の軽減を図ります。
	障がい児への手当	福祉課	また、各学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の
	て等	学校教育課	就学を援助するため、特別支援教育就学奨励費補助を
			実施しています。
			今後も継続して取り組みます。

# 3 子ども ~子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進~

# (1) みんなで育てる地域の輪づくり

子どもの健全育成のためには、家庭だけでなく学校や地域など社会全体で子どもを育み、さまざまな体験を通じた仲間づくりや社会性の形成が必要です。

身近な地域において、子どもが主体的に生きる力を育むことができるよう、学力向上はもちろんのこと、特色ある体験活動の推進等により、学校教育の充実、地域の教育力の向上を図ります。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			小学生以下の子どもを対象に年5回程度「子ども講
			座」を開講し、ニュースポーツ、昔遊びや種々の遊び
1	公民館講座(遊び・	   社会教育課	を実施しています。
1	子ども講座)	社本教育誌	子ども講座を継続し、新しいスポーツ・遊び等にも
			取組みを検討していきます。また、今後も町ホームペ
			ージにも掲載し参加者増を図ります。
			小学生を対象として、音楽に合わせてダンスを楽し
2	公民館自主講座(キ	社会教育課	く踊る「キッズダンス」を実施しています。
_	ッズダンス)	江乙扒日味	今後も子どもたちが参加できる公民館自主講座を
			継続します。
		社会教育課	学校と教育委員会が連携し、小中学生を対象に武道
			体験学習を実施しています。武道を体験することによ
			り、精神的にも肉体的にもたくましい子どもを育むと
3	体験学習		ともに、武道を通して周囲の人への対応等を向上させ
			ることで、いじめ問題等の解消を図ります。
			小中学校と教育委員会が連携し、各小中学校2回/
			年程度実施します。
			「ゲストティーチャー制度」や「若鮎活動支援ボラ
			ンティア制度」を活用し、技術や特技を持つ地域の方
			による授業の中で伝統的な遊びなどを行っています。
			また、小学校では学習田を借り上げて児童の体験学習
4	総合的な学習の時	社会教育課	に役立てるなど、町内すべての小中学校において総合
•	間	学校教育課	的な学習の時間を推進しています。
			学校支援地域本部事業と、県の地域の寺小屋推進事
			業を活用した学習の場を設けます。今後は更に、事業
			活用校数が増えるように推進します。
			今後も、各学校において特色ある活動を行います。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
5	環境教育の推進	社会教育課 学校教育課	環境意識の高揚を図るため、小中学生を対象に年1 回「緑川環境美化標語」や「みどり川の絵」、「環境に やさしい知恵袋」を募集するなど啓発活動を行ってい ます。 緑川をはじめとする環境問題について意識高揚を 図るため、小中学生を対象とし継続していきます。 今後も、各学校において特色ある活動を行います。
6	エコスクール活動	学校教育課	各小学校において「学校版環境 ISO コンクール」に取り組み、節水・節電やゴミの減量、リサイクル等実施することで、一人ひとりの環境を大切にする気持ちを育てていきます。
7	「あつまれ子ども たち(1泊2日)」 まるごと自然体験 事業	社会教育課	青少年健全育成町民会議の主催事業である「あつまれ子どもたち(1泊2日)」を夏季休業中に1回実施し、小中学生を対象に、テント設営や野外炊飯などの野外体験や緑川の水質検査、水生生物の観察を行っていきます。
8	伝統文化の継承活 動	社会教育課 産業振興課	地域の各種保存会により、伝統文化の継承活動を行っています。伝統芸能継承のため、甲佐町観光協会の助成金で、伝統芸能記録保存事業を展開し、今後の継承活動を支援していきます。
9	子ども会活動の推進	社会教育課	指導者養成者の養成育成のため、県や郡の子ども会育成者研修会への積極的な参加を呼びかけています。また、毎年子ども会対抗球技大会を実施しています。 今後は、スポーツをはじめ文化活動等にも取り組み、子ども会活動の充実に努めます。
10	児童の居場所づく り等	社会教育課 福祉課	児童の居場所づくりとして、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を行い、児童の適切な処遇・安全の確保に努めています。「放課後子ども教室」では、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施しています。  平成 31 年度までに全小学校区で放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携をはかり、一体的な取り組みを目指します。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			町民センターでは、七夕つくり、もちつき大会、ゲ
			ームや体操を通して子どもの健康を増進•情操を豊か
			にする活動を行っています。また「子どもとお年寄り
	   町民センターの活	町民センタ	との交流会」や他町との小・中・高校生と合同でのキ
11	動民セクターの/a   動	明氏とフタ	ャンプなどの地域交流事業や学力向上のための学習
			会を行っています。
			今後も人権啓発活動を通して、町内4小学校の交流
			ができるように「子どもふれあいデー」の実施や、地
			域交流の行事を継続して実施します。
			本県下で行われている「ゆうチャレンジ」をすべて
			の小学校で実施しており、一人ひとりの課題発見と基
			礎学力の確実な定着に成果をあげています。
			また、少人数加配教職員の配置要望や、年間2校の
12	基礎学力と教育課	学校教育課	学力充実研究推進指定校の指定などにより、個々に応
12	程の充実		じた指導体制の充実及び学力向上に取り組んでいま
			<b>す</b> 。
			今後もT・T(ティームティーチング)やS・S(少
			人数指導)により個に応じたきめ細やかな指導を充実
			させ、基礎学力の定着に努めます。
			龍野小学校について、平成 26 年度に実施した基本
13	学校施設整備計画	学校教育課	計画を基に、平成27年度から実施設計・改修を行う
			予定です。
			国際交流は教育委員会と町国際交流協会により進
			められています。また、在熊の外国人との交流も行っ
14	   国際交流活動	社会教育課	て、国際社会に対応できる人材を育成します。
14		学校教育課	今後も、ALT(外国語指導助手)を配置し、中学
			校での英語指導のほか、週2回小学校を巡回して国際
			理解教育の指導を行っていきます。
			情報教育の充実のため、小中学校においてパソコン
15	情報教育	学校教育課	教育を推進しています。
15			今後もパソコンの活用、ICT 機器の導入を積極的に
			推進します。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			学校における教育相談体制の充実を図り、いじめや
			不登校、問題行動等を解決するために、県からの派遣
			スクールカウンセラーと町任用の教育カウンセラー
16	スクールカウンセ	学校教育課	を配置しています。県の派遣スクールカウンセラーは
10	ラー	子仪叙目录	臨床心理士の資格を持っており、町独自の教育カウン
			セラーについては、学校長等の経験者を配属し、いじ
			めや不登校対策などを行っています。
			今後も2名体制のカウンセラーを配置します。
			思春期の子どもたちが、乳児とのふれあい体験を通
			して、子どもへの愛情・子育ての苦労や楽しさ・生命
			の尊さを学ぶことができるよう、中学生の夏季休業中
	   赤ちゃんふれあい	総合保健福	に 10 ヶ月児教室とあわせて妊婦体験・赤ちゃんとの
17	体験	がロネ経価	ふれあい体験などを実施しています。保護者が、子ど
		世ピンター	ものあやし方等を教えることで、世代間交流もできて
			います。
			今後も、学校・教育委員会などと連携を図りながら、
			多くの生徒が参加できるよう取り組みます。
			小中学校において性や煙草・薬物・飲酒の害に関す
18	思春期保健対策	学校教育課	る教育・指導を実施し、正しい知識の普及と子どもの
			すこやかな成長を継続して支援します。
			「開かれた学校づくり」を推進し、児童生徒のすこ
			やかな成長を図ることを目的に、学校評議員制度をす
19	学校評議員制度	学校教育課	べての小中学校に導入しています。
			地域及び家庭と学校の連携や協力を推進するため、
			今後も継続して実施します。

# (2) 子どもを見守る地域の環境づくり

すべての子どもや子育て家庭が安心して生活できるためには、快適な生活環境づくりと、子どもを交通事故や犯罪から守る取組みが不可欠です。

このため、公共施設や道路交通環境等の計画的な整備を行うとともに、子どもが地域において安全に生活できるよう、交通安全教育や地域での連携した見守り体制の強化に努めます。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			入居者が安全・安心で快適に入居できるよう、平成
			26 年度から3ヵ年に亘り、定住促進住宅の屋根防水
		建設課	工事・外壁塗装等の大規模改修を行います。また、耐
1	住宅・住環境	全 企 画課	震基準を満たしていない戸建て木造住宅の耐震診断、
		正画味	改修の補助も行っています。
			今後も引き続き、住宅・住環境の整備を促進し、若
			い世代の定住を図ります。
			公営住宅のストックの円滑な更新、予防保全的な維
			持管理や修繕によるストックの長寿命化を着実に進
			めていくための計画を進めています。入居者の高齢化
2	   公営住宅	建設課	及び単身入居者とあわせて、ひとり親世帯の入居希望
		建议体	者が増加しています。
			立岩団地も平成 26 年度で工事が竣工し、今後は耐
			震基準を満たしていない上揚団地の建て替えを行う
			予定です。
			交通安全施設(ガードレール・カーブミラー等)に
			ついては、住民からの要望を踏まえ、順次整備を行っ
	安全な道路交通環	建設課	ています。その他、生活道路の維持管理(草刈り、補
			修)や、幅員が狭く危険な箇所は必要に応じて改良(拡
3	」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		幅等)を行っています。
	500 正開		平成 26 年度から社会資本整備総合交付金事業で
			の対応も可能となったので、今後は、交付金事業での
			交通安全施設整備も合わせて行い、歩行者等の安全確
			保に努めます。
			通学路における防犯灯の設置及び地区内防犯灯設
		くらし安全 推進室	置への補助を実施しています。また、民家のない通学
4	防犯灯の設置推進		路で設置の必要な箇所は、町での設置・管理を行って
			います。
			今後も、継続して取り組みます。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
			町内の小中学生を対象とした参加・体験・実践型の
			交通安全教室を開催します。
			小中学校では自転車の点検も実施しており、異常が
		くらし安全	あった時は修理証を発行しています。
5	交通安全指導	推進室	さらに、毎月1、10、20 日の朝には、交通指導
		推進主	員や交通安全協会による街頭指導を実施し、春・秋・
			年末年始には交通安全運動を行っています。
			交通安全協会及び警察等、関係機関との連携を図
			り、今後も継続して取り組みます。
			子どもの安全確保と保護者の負担軽減を考慮し、チ
	   チャイルドシート	くらし安全	ャイルドシートの無料貸し出しを実施しています。今
6	ファール  フ       の利用啓発	推進室	後も保護者の交通安全への意識を高め、着用率向上の
		福祉課	ため、春、秋の全国交通安全運動時の街頭キャンペー
			ンで運転手への呼びかけを行います。
			青少年健全育成町民会議及び生徒指導連絡協議会
			による情報交換や、広報紙及び防災行政無線、教育パ
		くらし安全 推進室	トロール用ステッカーを活用した防犯意識の啓発を
			行っています、パトロールについては、地区ごとに社
	子どもを犯罪から		会教育課や学校教諭、PTA などが協力して巡回して
7	守るための取り組	学校教育課	います。
	み	子校教育珠     社会教育課	また、「子ども 110 番の家」として地域の方の協
		ITAMPIM	力を得ており、子どもたちにも場所を知らせていま
			호。
			今後も継続して取り組み、子どもの安全の確保と犯
			罪から守る環境づくりに努めます。
		くらし安全	通学における安全対策として、乙女地区での通学用
8	通学における安全	を 推進室 学校教育課	シャトルバスの運行や宮内地区の子どもの町営バス
	対策		の利用、また、各地区ごとに子どもの集団下校を実施
		<b>丁以</b> 秋月味	しています。

No.	施策(事業)名	主な担当課	内容
9	子どもを有害環境等から守るための取り組み	くらし安全 推進室 学校教育課 社会教育課	子どもにとって悪影響を及ぼす有害図書、テレビやインターネットによる有害情報等から守るため、パトロール等の取り組みを行っています。関係機関との情報交換を行いながら現状把握に努め、継続して取り組みます。 スマートフォン等の普及により、SNS、オンラインゲーム等の利用等を通じて、生活習慣の乱れや不適切な利用など情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。このような状況を踏まえ、情報モラルの指導の一層の充実を図ります。インターネット有害情報等については県、PTA等の関係機関と連携し、子どもが使用するパソコン、スマートフォンのフィルタリングの徹底を図ります



# 第5章 量の見込みと確保方策

# 1 幼児期の学校教育・保育

## (1) 前提となる事項

本町では、町内に居住する0~5歳の子どもについて「現在の保育所、 幼稚園の利用状況」に「利用希望」を加味し国の定める以下の3つの区分 で認定します。

図表:認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
上黄彩正	3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

図表:子育て支援の「給付」と事業の全体像

## 子ども・子育て支援給付

### 施設型給付

- 認定こども園
- ●幼稚園
- 保育所

## 地域型保育給付

● 小規模保育

(定員は6人以上19人以下)

● 家庭的保育

(保護者の居宅等において保育を行う。 定員は5人以下)

● 居宅訪問型保育

(子どもの居宅等において保育を行う。)

● 事業所内保育

(事業所内の施設等において保育を行う。)

#### 児童手当

## 地域子ども・子育て支援事業

● 利用者支援に関する事業【新規】

(新制度により提供される給付・事業の中から 適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、 身近な場所で支援を行う)

- 時間外保育事業(延長保育事業)
- **★ 放課後児童健全育成事業**※対象児童の拡大

(概ね 10 再未満の小学生→小学校 6 年生)

- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育で支援拠点事業
- ●一時預かり事業
- 病児·病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
- 妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【新規】
- 多様な主体の参入促進事業【新規】

# (2) 需要量の見込み

計画期間(平成27年度から平成31年度)における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

# (3) 提供体制の確保の内容及び実施時期

本町は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)を定めます。

### ■平成26年度の保育・教育の状況

0-5 歳人口		幼稚園 利用者数	保育所等利用者数			在宅 保育者数			
(平成 26 年 4 月 1 日現在)	区分	3-5歳 0-5歳 -			0-5 歳				
	区刀	3-3 成	3 3 标及	0 0 jąs,	<b>三</b> 分 00 版		0-2 歳	3−5 歳	0-3 原处
591 人	人数	0人	480 人	197 人	283 人	111 人			
391 🔨	(構成比)	(0.0%)	(81.2%)	(33.3%)	(47.9%)	(18.8%)			

<sup>※</sup>保育所は4月1日現在、幼稚園は5月1日現在

## ■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定)

図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		1号認定	1号認定	1号認定	1号認定	1号認定
①量の見込み	(必要利用定員総数)	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
②確保の	幼稚園※	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
内容	認定こども園	_	_	_	_	<del>_</del>
私学助成型幼稚園		<del>-</del>	_	_	<del>-</del>	<u> </u>
差異(②一①)		人0	0人	0人	人0	0人

<sup>※</sup>町外施設利用

# ■幼児期の保育【保育所・認定こども園】(2号認定、3号認定)

図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

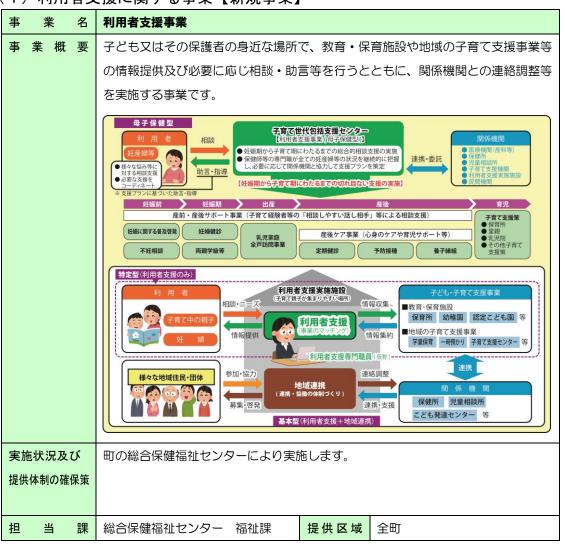
		平成 2	7 年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度	平成 3	0 年度	平成 3	1 年度
		2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定
①量の見込み	(必要利用定員総数)	289 人	150人	283 人	143人	274人	140人	265人	137人	256 人	132人
	保育所	260人	140人	260人	140人	260人	140人	260人	140人	260人	140人
②確保の	認定こども園	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
内容	地域型保育事業	_	_	_	_	_	_	_	<del>_</del>	_	_
	認可外保育所※	_	_	<del></del>	_	_	_	_	<del></del>	_	_
差異(②一①)		-29人	-10人	-23 人	-3 人	-14人	0人	-5 人	3 人	4 人	8 人

<sup>※</sup>運営費等の支援を行っている場合のみ

# 2 地域子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間(平成27年度から平成31年度)における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

# (1) 利用者支援に関する事業【新規事業】

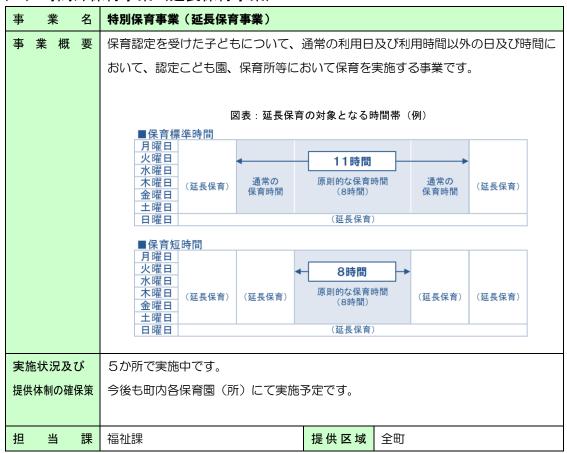


図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

					単位:箇所
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
2-1	0	0	0	0	0

※単位:箇所…実施箇所数

# (2) 時間外保育事業(延長保育事業)



図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

					単位:人
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	190	184	180	174	168
②確保の内容	190	184	180	174	168
2-1	0	0	0	0	0

※単位:人…年間の利用実人数

# (3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事 業 名	放課後児童健全育成事業		
事 業 概 要	保護者が労働等により昼間家庭にいないり	小学校に	
	就学している児童に対し、授業の終了後に	こ小学校	
	の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊	遊び及び	
	生活の場を与えて、その健全な育成を図る	る事業で	
	す。	4	
実施状況及び	甲佐小学校(甲佐・竜野校区)と白旗小学	学校(乙女・	白旗校区)の2か所で実施中
提供体制の確保策	です。		
	平成 31 年度までに全小学校において放記	課後児童クラ	ブと放課後子ども教室を一体
	的に実施する予定です。		
担 当 課	福祉課	提供区域	全町

図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

					単位:人
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	91	89	85	80	77
②確保の内容	91	89	85	80	77
2-1	0	0	0	0	0

<sup>※</sup>単位:人…年間の利用実人数

# (4) 子育て短期支援事業【新規事業】

事 業 名	子育て短期支援事業					
事 業 概 要	事業概要 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となっ					
	た児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生					
	活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))					
	です。					
実施状況及び	これまでは未実施でしたが、平成 27 年度から実施予定です。					
提供体制の確保策						
担 当 課	福祉課 提供区域 全町					

図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

					単位:人日
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	87	85	82	80	77
②確保の内容	87	85	82	80	77
2-1	0	0	0	0	0

※単位:人日···年間の利用人数×利用日数

# (5) 乳児家庭全戸訪問事業

事 業 名	乳児家庭全戸訪問事業				
事 業 概 要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を	を訪問し、			
	子育て支援に関する情報提供や養育環境等	等の把握を	20		
	行う事業です。				
実施状況及び	実施体制:6名				
提供体制の確保策	実施機関:総合保健福祉センター				
担 当 課	総合保健福祉センター	提供区域	全町		

図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	90	90	90	90	90
②確保の内容	90	90	90	90	90
2-1	0	0	0	0	0

# (6)養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護 児童に対する支援に資する事業

事 業 名	養育支援訪問事業		
事 業 概 要	養育支援訪問事業		
	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言		
	等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。		
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)		
	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、		
	調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機		
	関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。		
実施状況及び	実施体制:6名		
提供体制の確保策	施機関:総合保健福祉センター		
担 当 課	福祉課・総合保健福祉センター 提供区域 全町		

図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		单				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	90	90	90	90	90	
②確保の内容	90	90	90	90	90	
2-1	0	0	0	0	0	

# (7) 地域子育て支援拠点事業

	1			
事 業 名	地域子育て支援センター事業			
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行	う場所を		
	開設し、子育てについての相談、情報の提	供、助言		
	その他の援助を行う事業です。			
実施状況及び	竜野保育園において委託事業として実施中	です。		
提供体制の確保策	今後も継続して実施します。			
担 当 課	福祉課	提供区域	全町	

図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

					単位:人回
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保の内容	60	60	60	60	60
2-1	0	0	0	0	0

<sup>※</sup>単位:人回…月間の利用人数×利用回数

# (8) 一時預かり事業

事 業 名	一時預かり事業					
事 業 概 要	家庭において保育を受けることが一時的	に困難となっ	た			
	乳幼児について、主として昼間において、	認定こども関	氢、 66			
	幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その	幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所におい				
	て、一時的に預かり、必要な保護を行う	事業です。	19:57			
			神川東			
実施状況及び	幼稚園在園児を対象とした預かり保育は、幼稚園利用者を把握のうえ、事業所へ委					
提供体制の確保策	託します。					
	幼稚園在園児以外に対する一時預かり事業は、現在3保育園で行われています。					
担 当 課	福祉課	提供区域	全町			

図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

						単位:人日
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	799	783	758	731	707
	その他	400	388	377	366	354
②確保の内容	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	799	783	758	731	707
	その他	400	388	377	366	354
2-1	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0

※単位:人日···年間の利用人数×利用日数

# (9) 病児・病後児保育事業

事	業	名	病児病後児保育事業			
事	業 概	要	病児について、病院・保育所等に付設され	これで	-	
			ス等において、看護師等が一時的に保育	等する事業で	c 2 0	
			<b>ਰ</b> .			
					0	
実施	状況及	び	病児保育事業・子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業) ともに NPO 法			
提供	体制の確	保策	人 子育て談話室に委託しています。			
担	当	課	福祉課	提供区域	全町	

図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

					単位:人日	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		39	37	36	35	34
②確保の内容	病児保育事業	26	25	24	24	23
	子育て援助活動支援事業	13	12	12	11	11
2-1		0	0	0	0	0

※単位:人日···年間の利用人数×利用日数

# (10) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

事 業 名	ファミリーサポートセンター事業			
事 業 概 要	小学生等の児童を有する子育て中の保護者			
	で、児童の預かり等の援助を受けることを			
	希望する者と当該援助を行うことを希望す			
	る者とが会員となり、相互援助活動に関す			
	る連絡、調整を行う事業です。			
実施状況及び	NPO 法人 子育て談話室へ委託しています。			
提供体制の確保策				
担 当 課	福祉課 提供区域 全町			

図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

					単位:人日
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	22	22	21	21	20
②確保の内容	22	22	21	21	20
2-1	0	0	0	0	0

※単位:人日…年間の延べ日数

# (11) 妊婦健診

事 業 名	妊婦健康診査助成事業
事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診
	査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実
	施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検
	査を実施する事業。
実施状況及び	実施場所:全国の医療機関
提供体制の確保策	検査項目:健康状態の把握、定期検査、保健指導等
	実施時期:初回~39週
担 当 課	総合保健福祉センター 提供区域 全町

図表:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

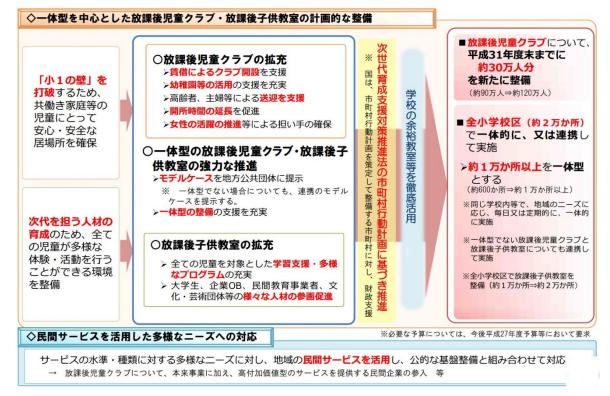
					単位:人回
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	140	140	140	140	140
②確保の内容	140	140	140	140	140
2-1	0	0	0	0	0

※人回:年間の利用人数×利用回数

# 3 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組みについて

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示しています。

本町におきましても、放課後の過ごし方は児童にとって学校教育と同様に重要であることから、放課後児童の多様なニーズに対応するため、同プランに基づき、下記に掲げる事業を推進していきます。



図表: 放課後子ども総合プランについて

出典:平成 26 年5月 28 日「第4回産業競争力会議課題別会合配布資料」

- (1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
  - 47ページ(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に記載
- (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
  - 平成31年度までに、4ヶ所整備することを目指す。

その他 連携型 一体型 小学校の敷地内 児童 小学校の敷地内 児童 放課後子供教室の クラブ 実施がない 子供教室 児童クラブ ※小学校の敷地内等で両事業が実施される場合は一体型に移行 子供 放課後児童クラブ 教室 の実施がない 小学校の 小学校の (引き続き、連携型で実 施することも可) 敷地内 敷地外 敷地内 子供教室 児童 クラブ 小学校の 小学校に 隣接 子供教室 児童クラブ 敷地内 小学校の 敷地外 子供教室 小学校の 児童クラブ 敷地内 児童 クラブ ◇隣接または通りを 子供教室 児童クラブ 挟んだ向かいなど 小学校の 小学校の 一体型・連携型の実施に向けた推進イメージ 敷地外 敷地外 敷地外 子供 教室

図表:放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型・連携型の実施に向けた推進イメージ

出典:内閣府・厚生労働省・文部科学省「放課後子ども総合プラン」等に係る Q&A(平成 26 年 12 月 26 日現在)

子供教室

児童クラブ

(3) 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画

放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の共通 プログラムに参加できる状況

 $\longleftrightarrow$ 

- 希望する小学校区を調査し、必要に応じて整備計画を策定します。
- (4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実 施に関する具体的な方策
  - 連携型のプログラムを実施する場合は、安全に児童が移動できるよう支 援員又はボランティア等が同行します。
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用 に関する具体的な方策
  - 余裕教室の活用状況を定期的に調査し、可能な範囲内で活用を推進しま す<sub>。</sub>
- (6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉 部局の具体的な連携に関する方策
  - 放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化を図り ます。
- (7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み
  - 地域の実情に応じて実施を推進します。

# 4 障がい児支援体制の整備

児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制を整備します。

障がい児支援の体制整備に当たっては、障がい児の早期発見・支援を進めるとともに、熊本県障がい者支援課及び本町障がい者支援担当との連携体制を確保し、本町が定める第4期障がい福祉計画とも調和のとれた計画を策定します。 障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障がい福祉サービスを提供する事業所、教育委員会等と緊密な連携を図ります。 特別な支援が必要な障がい児に対しては、児童の状況等に応じたきめ細やかな支援を行う体制を整備します。

また、障害児通所支援と障害児入所支援を障がい児支援の両輪として、相互に連携をとりながら進めます。

# (1) 障害児通所支援

サービス種別	サービスの内容				
	児童発達支援とは、身近な地域の障がい児支援の専門施設(事業)として、				
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適				
	応訓練等を提供するサービスです。				
	さらに、通所利用の障がい児やその家族への支援だけでなく、地域の障が				
	い児やその家族を対象とした地域支援及び保育所等訪問支援を行う施設を				
医梅利坦辛桑基士塔	「児童発達支援センター」と呼びます。				
医療型児童発達支援	児童発達支援に医療の提供が加わると「医療型児童発達支援」となり、肢				
	体不自由児を対象としています。				
	学校通学中の障がい児に、授業の終了後、休業日または夏休み等の長期休				
放課後等デイサービス	暇中において、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために				
	必要な訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供するサービスです。				
	保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、				
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合				
	に、保育所等の安定した利用を促進するために提供するサービスです。				

# (2) 障害児入所支援

サービス種別	サービスの内容			
福祉型障害児入所支援	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要			
医療型障害児入所支援	- な知識や技能の付与を行うサービスです。福祉サービスを行う「福祉型」 と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。			

# (3) 障害児相談支援

サービス種別	サービスの内容		
障害児相談支援	障がい児におけるサービス利用計画のことで、障害児通所支援を利用する障がい児に、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するものです。		



# 第6章 計画の推進

# 1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、町内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携と協働を推進し、子ども・ 子育て支援施策の充実に取り組みます。

# 2 進捗状況の管理

本町における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「甲佐町子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度 ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。

図表: PDCA サイクルのイメージ

【P:計画の策定】 子ども・子育て会議における 審議等を踏まえた計画の策定  $\mathbf{P}$  lan 目標の設定 【D:計画の推進】 様々な主体との連携・協働に よる事業の実施 Do Action 【A:事業の継続・拡充、計画の見直し】 予算編成過程における事業検討 必要に応じて、計画中間年を目  $\mathbf{C}$  heck 途に量の見込み・確保方策を見 直し 【C:実施状況等の点検・評価】 子ども・子育て会議において、

事業の実施状況を点検・評価

58

# 第7章 資料編

# 1 甲佐町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 この会議は、甲佐町の子ども・子育て支援に関する施策を調査審議及び 推進するため、甲佐町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設 置する。

## (所掌事務)

- 第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77 条第1項各号に掲げる事項
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事項
  - (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 子育て会議は、委員15名以内をもって組織する。
- 2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 子どもの保護者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
  - (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 子育て会議に会長及び副会長各1名を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(職務)

- 第6条 会長は、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職を代行する。

(会議)

- 第7条 会長は子育て会議の議長となる。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 子育て会議の庶務は、甲佐町福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

# 2 甲佐町子ども・子育て会議委員名簿

No	関係機関	氏 名	備考
1	保育園園長代表	元村 伴子	若草保育園
2	主任保育士代表	笹原 智子	若草保育園
3	保護者代表(保育園)	榮 章二	若草保育園
4	小学校代表	清村勢津子	甲佐小学校校長
5	保護者代表(小学校)	山内 美紀	白旗小学校
6	保育所	小島 仁美	医療法人 谷田会
7	養護教諭代表	河原真理子	乙女小学校養護教諭
8	民生·児童委員	赤星美智子	主任児童委員
9	社会福祉協議会	市丸 由香	
10	甲佐町副町長	師富 省三	
11	甲佐町教育長	赤星 眞照	
12	学校教育課長	古閑 敦	
13	社会教育課長	上田 悟	
14	総合保健福祉センター(保健師)	高倉 美保	

## 3 用語集

# 数字

## 1号認定子ども

満3歳以上で教育のみを必要とする児童。

### 2号認定子ども

満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。

#### 3号認定子ども

満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。

# **あ**行

### 育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いて いる人が 1 歳未満の子どもを養育するために 休業を取得することができるというもの。事 業主に書面で申請することにより、原則とし て子ども1人につき1回、1歳に達するまで の連続した期間、育児休業を取得することが できる。事業主は原則として申請を拒否する ことも、これを理由に解雇等不利益な取扱い をすることも禁じられている。なお、子ども が1歳に達する日においていずれかの親が育 児休業中であり、かつ保育所入所を希望して いるが入所できない場合など一定の事情があ る場合には、子どもが1歳6か月に達するま で休業期間を延長することができる。2009 (平成 21) 年には、父親も子育てができる 働き方の実現を目指し、休業可能期間の延長 や休業取得の促進を図る制度改正が行われて いる。

## ADHD (エイディエイチディ)

注意力の障がいと多動・衝動性を特徴とする行動の障がい。注意欠陥多動性障害と訳される。①注意力の障がい(注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など)、②多動性(じっと座っていられない、常にそわそわ動いている、など)、③衝動性(順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など)を特徴とし、知的な遅れを伴うこともある。(→注意欠陥多動性障害)

## NPO法人

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することが

でき、団体としての財産保有や福祉サービス への参入などが可能になる。なお、同法によ り認証された法人を特定非営利活動法人とい う。(→特定非営利活動法人)

#### L D

発達障害の一種。学習環境の不備等とは関わりなく、一般知能は普通レベルにある者が、特定の能力の修得と使用に著しい困難を示すこと。計算だけができない、文章を読むことだけができない、推論することだけができない、などのように、限定的なアンバランスさがみられる。(→学習障害)

# か行

#### 学習障害

発達障害の一種。学習環境の不備等とは関わりなく、一般知能は普通レベルにある者が、特定の能力の修得と使用に著しい困難を示すこと。計算だけができない、文章を読むことだけができない、推論することだけができない、などのように、限定的なアンバランスさがみられる。(→LD)

#### 学童保育

仕事などの事情により保護者が昼間に家庭にいない小学生1~6年生の子どもに対し、放課後や長期休暇中に行われる保育のこと。地域により別の名称で行われている場合もある。生活の場として一定の基準を満たす専用のスペースで行われ、職員として指導員が配置されている。利用料は、実施主体や保護者の所得により異なる。

#### 家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、 家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人 以下)を対象にきめ細かな保育を行う。

#### 休日保育

日曜、祝日等における保護者の勤務等による保育需要に対応するために行われる。保育時間や利用料については、各自治体や保育所により異なる。

# 教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法 に規定された認定こども園・幼稚園・保育所 をいう。

#### 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、 個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う。

#### 高機能自閉症

知的障害を伴わない自閉症のことをいう。 発達障害の一つであり、知能指数が高い(おおむね IQ70 以上)が、他人との社会的関係 の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や 関心が狭く特定のものにこだわるといった自 閉症の特徴を持つ。

## 子育て家庭支援センター

児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設の一種。地域の児童の福祉に関するさまざまな問題について、児童に関する家庭などからの専門的な相談に応じ、必要な助言や援助を行うとともに、保護を要する児童または安の保護者に対する指導および児童相談所ととの連絡調整等を総合的に行うことを目的となの連絡調整等を総合的に行うことを目的となる施設。設置・運営の主体は地方公共団体、社会福祉法人等。相談室が設置され、相談を援を担当する職員(2名)が置かれる。

#### 子育て支援事業

児童の健全な育成のために市区町村が行う 事業として、児童福祉法に規定されているも の。具体的には、放課後児童健全育成事業、 子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、 一時預かり事業などがある。

#### 子育て短期支援事業

保護者の病気、出産、仕事などの理由により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、一定期間子どもを預かり保護者に代わって養育する事業(ショートステイ)と保護者の残業や変則勤務などの事由により、帰宅が夜間や深夜となる場合など生活指導などの面で困難となった場合に、保護者が帰宅するまで子どもを預かり養護する事業(トワイライトステイ)。

#### 子育てひろば

相談員による子育てに関する相談、情報の 提供、子育てサークル活動の支援、親子の交 流の場として、保育所、児童館、子ども家庭 支援センターなどに開設されている。

### 子ども・子育て応援プラン

2004 (平成 16) 年 12 月に少子化社会対策会議が策定した少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の具体的実施計画。少子化社会対策大綱の掲げる四つの重点課題に沿って、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、2005 (平成17) 年度から2009 (平成21) 年度までの5 年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生み育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10 年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示している。

### 子ども・子育て支援新制度

2012 (平成 24) 年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。

## 子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

#### 子ども・子育てビジョン

少子化社会対策基本法に基づき 2010 (平成 22) 年 1 月に策定された、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョン。「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という二つの基本的考え方に基づき、①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ、②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ、③多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ、④男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ、という政策4本柱に従って取り組みを進めるとしている。具体的な各種施策の内容と施策に関する数値目標が示されている。

#### 子どもの権利条約

1989 年 11 月に国連総会で採択された、子どもの権利の包括的保障を実現するための条約。日本は平成6(1994)年5月に批准、正式には「児童の権利に関する条約」。18歳未満のすべての者を児童と定義し、児童に関するすべての措置をとるに当たっては「児童

の最善の利益」が主として考慮されるものとしている。児童に、生命に対する固有の権利、 養育される権利、自由に自己の意見を表明する権利、結社の自由及び平和的な集会の自由 についての権利等を認め、児童を単なる保護 の対象者から、権利を行使する者への能動的 転換を図った。(→児童の権利に関する条約)

#### 合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は 2.07 だといわれているが、2005 (平成 17) 年には 1.26 となり、過去最低を記録した。2010 (平成 22)年は 1.39 となり、近年微増傾向を示しているが、少子化傾向は続いている。

# さ行

## 時間外保育事業(延長保育事業)

保育所において、通常の保育時間を超えて 児童を預かる事業。

### 支給認定

新制度では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用を希望する場合は、子どもの保護者は認定を受ける必要がある。

#### 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、 事業所内の施設において、事業所の従業員の 子どものほか、地域の保育を必要とする子ど もの保育を行う。

# 施設型給付

教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・ 保育所)を対象とした給付をいう。

#### 社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とするものと社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談のるおり、で活動や住民活動の支援、共同多金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

### 出産育児一時金

健康保険、船員保険の被保険者が分娩した時に分娩の費用として支給される一時金。被扶養者である配偶者や家族の場合は家族出産育児一時金が支給される。支給額は、一律39万円(産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩した場合42万円)。各種共済制度では同様の場合に出産費が支給される。国民健康保険の出産育児一時金は、条例または規約の定めるところによる。

### 出産手当金

医療保険各法の被保険者または各種共済組合員が分娩したとき、分娩前後の一定期間仕事ができなかったことによる所得の喪失または減少を補うために支給される一時金。支給対象期間は健康保険法では、分娩前 42 日および分娩後 56 日の間で欠勤した期間である。支給額は、健康保険および船員保険においては、支給対象期間中の標準報酬日額の3分の2である。なお、国民健康保険では任意給付とされている。

#### 出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合。人口 1000 人当たりの年間の出生児数の割合をいう。

### 障害児福祉手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度障害児に支給される手当。20歳未満の障がい児のうち重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする場合に支給される。受給資格者等の前年の所得が一定以上の場合は支給制限がある。なお、在宅福祉対策としての性格から施設入所者には支給されない。

## 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、 少人数(定員6~19人)を対象にきめ細か な保育を行う。

### 少子化

全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。

#### 少子化社会対策基本法

急速な少子化の進行は、わが国の人口構造にひずみを生じさせ、21世紀の国民生活に、

深刻かつ多大な影響をもたらすことから、少子化社会における施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策をを自めたした法律。少とを自めたした法律。少した法律の現状を「有史以来の未曾有の事態」とと対して対策の策定と、対して当時をは対している。をはいる。という責務をに対して子どもを生み、育てといる。をは会の実現」という責務を定めた。環境を制の整備なども盛り込まれている。

#### 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法の制定により、 地方公共団体および事業主が国の行動計画策 定指針に基づき策定することとなった行動計 画のこと。子育て環境の整備、仕事と子育て の両立のための取り組み等について、具体的 な目標が設定されている。

#### 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律である。国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けている。

#### 児童

児童福祉法においては、18 歳未満の者を 児童と定義し、1歳に満たない者を「乳児」、 1歳から小学校就学の始期に達するまでの者 を「幼児」、小学校就学の始期から 18歳に達 するまでの者を「少年」と分けている。

## 児童委員

都道府県知事の指揮監督を受け、市町村の 担当区域において児童や妊産婦の生活及び環 境の状況を適切に把握し、その保護、保健な どについて援助や指導を行う民間の奉仕家。 民生委員がこれに充てられ、任期は3年。活 動内容は、①地域の実情の把握に努め、記録 しておく、②問題を抱える児童、母子家庭等 に対する相談・支援、③児童の健全育成の取 組み、⑤保護の必要な児童、母子家庭等を発 見した場合の関係機関への連絡通報など。

#### 児童虐待

親が自分の子どもに対し、自分の思いどお りにならない時などに折檻すること。極端な 場合は食事を与えなかったり、過度の体罰を 与えたりするなどして、死に至らしめること もある。児童虐待の防止等に関する法律では、 保護者がその監護する児童に対し、①児童の 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある 暴行を加えること、②児童にわいせつな行為 をすること又はさせること、③児童の心身の 正常な発達を妨げるような著しい減食又は長 時間の放置、保護者以外の同居人による虐待 の放置その他の保護者としての監護を著しく 念ること、<br/>
④児童に対する著しい暴言又は著 しく拒絶的な対応、児童の目の前でのドメス ティックバイオレンス(配偶者間暴力)、その 他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行 うこと、と定義されている。

# 児童虐待の防止等に関する法律

児童に対する虐待の禁止、国及び地方公共 団体の責務、児童虐待の予防及び早期発見そ の他の児童虐待の防止に関する国及び地方公 共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護 及び自立の支援のための措置等を定めた法律。 児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児 童の権利利益の擁護に資することを目的とし ている。

#### 児童憲章

1951 (昭和 26) 年5月5日に児童憲章制定会議が宣言したもの。その前文では、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」とされ、児童の就学の保障や、障がい児の適切な治療と教育と保護の必要性を明らかにするなど、児童に対する社会の義務と責任をうたっている。

## 児童相談所

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。法律上の名称は児童相談所だが、都道府県等によっては呼称が異なる場合がある。虐待、育児、健康、障がい、非行など、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。

#### 児童手当法

家庭等における生活の安定に寄与するとと もに、次代の社会を担う児童の健やかな成長 に資することを目的として、日本国内に居住 している者が、児童を監護し、生計を維持し ている場合に支給される手当。法律改正により子ども手当制度を経て、現在は中学校終了までの児童に支給される。

## 児童の権利に関する条約

1989 年 11 月に国連総会で採択された、子どもの権利の包括的保障を実現するための条約。日本は平成6(1994)年5月に批准、一般的には「子どもの権利条約」と呼ばれる。18 歳未満のすべての者を児童と定義し、児童に関するすべての措置をとるに当たっては「児童の最善の利益」が主として考慮されるものとしている。児童に、生命に対する固見を表明する権利、結社の自由及び平和的な集会の自由についての権利等を認め、児童を単なる保護の対象者から、権利を行使する者への能動的転換を図った。(→子どもの権利条約)

## 児童福祉司

児童福祉法に基づき児童相談所に置かれる 専門職員。人口約5万~8万人を標準とする 担当区域において、市区町村長の協力のもと、 児童相談所長の命を受け、児童の保護その他 児童の福祉に関する事項について、相談に応 じ、必要な指導等を行うことを職務とする。

### 児童福祉施設

児童福祉法に定める 11 種類の社会福祉施 設で、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害 児入所施設、児童発達支援センター、情緒障 害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童 家庭支援センターを指す。設置主体は、国、 都道府県、市区町村、社会福祉法人等で、市 区町村が設置する場合は都道府県知事に対し 届出が、国、都道府県および市区町村以外の 者が設置する場合は都道府県知事の認可が必 要である。なお、障がい児に関する施設は、 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろ うあ児施設、肢体不自由児施設および重症心 身障害児施設に従来は分かれていたが、 2012 (平成 24) 年 4 月に、入所による支 援を行う施設は障害児入所施設に、通所によ る支援を行う施設は児童発達支援センターに それぞれ一元化された。

## 児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」こと及び

「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。

#### 児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障がいの状態にある児童等の母(父)がその児童を監護するとき、又は母(父)以外の者がその児童を養育するときに、その母(父)又は養育者に対し支給される。支給対象となる児童は18歳未満の者であるが、一定の障がい者である場合は20歳未満の者も含まれる。なお、母(父)又は養育者が老齢福祉年金以外の公的年金給付や遺族補償等を受けることができるなどの場合は支給されない。また、受給資格者本人又はその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部が支給停止される。

### 重症心身障害児

児童福祉法に規定される障がい児のうち、 重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が 重複している児童。

## 推計児童数

過去における実績人口の動勢に基づいて算出される将来の児童数。

#### 専任里親

虐待など、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親。

## ソーシャルワーカー

一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すこともある。

# た行

#### 地域型保育給付

地域型保育事業を対象とした給付をいう。

#### 地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・ 幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小 規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4つをいう。

### 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児 相談、情報提供等を実施する事業。

### 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

#### 注意欠陥・多動性障害

注意力の障がいと多動・衝動性を特徴とする行動の障がい。①注意力の障がい(注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など)、②多動性(じっと座っていられない、常にそわそわ動いている、など)、③衝動性(順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など)を特徴とし、知的な遅れはほとんどみられない。(→ADHD)

#### DV防止法

### 特定教育・保育施設

区市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいう。 なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

### 特定地域型保育事業

区市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う 「地域型保育事業」をいう。

## 特定非営利活動促進法

ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、1998(平成 10)年に成立し

た法律で、「NPO法」とも呼ばれる。なお、 NPOは、Non Profit Organization の略語である。

## 特定非営利活動法人

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

#### 特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な活動技能を授けることを目的に設置される学校、健来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がい種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006(平成 18)年の学校教育法の改正により創設された。

#### 特別支援教育

障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導 を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に 在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高 機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひと りの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を 高め、生活や学習上の困難を改善または克服 するため、適切な指導及び必要な支援を行う もの。2006 (平成 18) 年 6 月の学校教育 法等の一部改正において具現化された。具体 的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障 がい種にとらわれない特別支援学校とすると ともに地域の特別支援教育におけるセンター 的機能を有する学校とすること、②小中学校 等において特別支援教育の体制を確立すると ともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・ 養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の 教員免許状へ総合化を図ること等により、障 がいのある児童・生徒等の教育の一層の充実 を図ることとしている。

# 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に 基づき、障がい児の父母が当該児童を監護す るとき、又は当該児童の父母が監護しない場 合に父母以外の者が養育するとき、父母又は 養育者に支給される手当。支給対象となる児童は、20歳未満の障がい児(障がいの程度は同法施行令に定められており、1級及び2級に区分されている)。手当額は障がいの程度(1級、2級)に応じた額となっており、受給資格者の前年の所得が一定以上ある場合等は、支給制限がある。

#### トワイライトステイ

育児疲れ・育児不安、親の介護や仕事等の 理由により、家庭において養育が困難となっ た児童について、専用施設で必要な養育を行 う事業。

# な行

#### 乳児

児童福祉法及び母子保健法では、満1歳に満たない者を乳児という。

### 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

#### 認可外保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。(→無認可保育所)

### 認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が 定めた児童福祉施設の設備および運営に関す る基準を守り、都道府県知事に認可を受けて いるもの。

#### 認可

行政が各事業について基準に当てはまって いると認めること。

#### 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006(平成 18)年に制度化さ

れた。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準(2012(平成24)年4月からは、認定を受ける基準)を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けるることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、利用者は利用料を直接施設に支払う。

# は行

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律

配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、個人の尊厳および男女平等の実現の妨げとなっていることから、配偶者(事実婚を含む)からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することとしている。「DV防止法」とも呼ばれる。

#### 発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の 障がいであって、その症状が通常低年齢にお いて発現するものと規定され、心理的発達障 害並びに行動情緒の障がいが対象とされてい る。具体的には、自閉症、アスペルガー症候 群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動 性障害などがこれに含まれる。

#### 発達障害者支援センター

自閉症等の特有な発達障害を有する障がい 児・者に対する支援を総合的に推進する地域 の拠点となる機関。障害児入所施設等に附置 され、都道府県、指定都市または委託を受け た社会福祉法人等が運営する。自閉症、アス ペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学 習障害、注意欠陥多動性障害等を有する障が い児・者及びその家族に対して、専門の職員 による相談支援、医学的な診断及び心理的な 判定、就労支援などが行われる。

#### 病児・病後児保育

保護者が就労している場合等において、子 どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合 に対応するため、病院・保育所等で病気の児 童を一時的に保育するほか、保育中に体調不 良となった児童への緊急対応や病気の児童の 自宅に訪問する事業。①小学校3年生までの 児童で病気の「回復期に至らない場合」で症 状の急変が認められない場合に保育する病児 対応型、②小学校3年生までの児童で病気の 「回復期」で集団保育が困難な期間において 保育する病後児対応型、③保育中の児童が体 調不良となった場合に保護者が迎えに来るま での間、緊急的に対応する体調不良児対応型、 ④小学校3年生までの児童で、病気の「回復 期に至らない場合」または「回復期」で集団 保育が困難な期間において児童の自宅で保育 する非施設型(訪問型)の4類型により実施 される。

## ファミリー・サポート・センター事業

地域の中で育児や介護の手助けを必要とする方(依頼会員)と育児や介護の手助けができる方(提供会員)が会員となり,育児や介護について助け合う会員組織。保育所や幼稚園への送迎や,保護者の病気や急用などの場合における一時預かり等がある。

## 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた区市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みのこと。

# 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある。

#### 保健所

地域における公衆衛生の向上および増進を 目的とした行政機関。地域保健法に基づき、 地域住民の健康増進、疾病予防、環境衛生、 母子・老人・精神保健、衛生上の試験・検査 等のさまざまな業務を行っている。都道府県、 指定都市、中核市、その他政令で定める市場、 指定都市、中核市での他政令で定める市場、 活に特別区に設置されている。身近で頻度の 高い保健サービスは市区町村保健センターに 移管し、保健所は広域的・専門的・技術的拠点としての機能が強化されている。

#### 保健センター

住民に対し、健康相談、保健指導および健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設。設置主体は市区町村、特別区等。

#### 母子及び寡婦福祉法

すべてのひとり親家庭で、児童が心身ともに健全に育成されることと、母子家庭等の親・寡婦の健康で文化的な生活を保障することを目的とする法律。母子一体の福祉の推進を図っていることが特徴で、母子・寡婦福祉資金の貸付け、居宅等における日常生活支援、住宅・就労等に関する福祉上の措置等が定められている。なお、身近な相談員として母子自立支援員が福祉事務所に配置されている。父子家庭の父も措置等の対象。

# 母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と 発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児 の保健は母親との関係が密接のため、こうし た親子関係でとらえられている。母子保健法 により具体的な対策が組まれている。

#### 母子保健法

母性の尊重、乳幼児の健康の保持増進を基本理念とし、保健指導、健康診査、母子健康 手帳の交付、医療援護等の母子保健対策について定めた法律。

# ま行

#### 未熟児養育医療

母子保健法に基づく未熟児対策の一つ。疾病にかかりやすく、死亡率が高く、障がいを残すことが多い未熟児の健全な発育を促すため、医師が入院養育を必要と認めたものを対象に行う医療給付の公費負担制度をいう。指定養育医療機関において、①診察、②薬剤または治療材料の支給、③医学的処置、手術およびその他の治療、④病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護、⑤移送、を内容とする給付が行われる。なお、本人またはその扶養義務者の負担能力に応じた費用負担がある。

# 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。職務は、①住民の生活状態を適切に

把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

#### 無認可保育所

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。(→認可外保育所)

# や行

### 夜間保育

夜間、保護者の勤務等により保育に欠ける 児童を保育するもので、おおよそ午後 10 時 まで保育を行う。仮眠のための設備等夜間保 育のために必要な設備、備品を備えている とのほか、一般の保育所に比べて生活面へ 対応や個別的な援助が求められることから 児童の保育に関し、長年の経験を有して の保育に関し、長年の経験を有し、 ります とされる。 夜間保育は夜間保育所で行うさと が基本とされているが、既設の保育所でもと 該施設の認可定員の範囲内で通常の保育と 間保育を行うことができる。

### 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

### 幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、 年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。新制度に移行する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園がある。新制度に移行する幼稚園を利用する場合は認定手続きが必要(私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更はなく、子どもの保護者は認定を受ける必要はない。)。

## 幼稚園における在園児を対象とした一時預か り(預かり保育)

通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う教育活動。

# ら行

# 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・ 幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預か り、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事 業等の中から適切なものを選択し円滑に利用 できるよう、身近な場所で支援を行う事業。

#### 量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」と ニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」 を踏まえ算出することを基本とする。

#### 連携施設

地域型保育事業を利用する保護者の安心感 や事業の安定性を確保するため、①保育内容 の支援、②卒園後の受け皿の役割を担うこと などを目的に設定される施設(認定こども 園・幼稚園・保育所)のこと。